

特定非営利活動法人
アビリティクラブたすけあい

第26回 総会議案書

2024年5月25日(土)



まちの縁がわそよかぜ
スタートしました!



かたちも費用も納得いくものに
葬祭学習会を開催



アビリティ共済会議
リアル開催!

19ヶ所でお茶会
募集人が共済の説明に伺いました



豊泉理事長が法政大学の学生に
生活クラブ生協・東京寄付講座の講義



生活クラブデポで
会員拡大の活動



会 員 憲 章

わたくしたち会員は相互に協力して、誰もが尊厳と生きる喜びをもてる社会システムの創設を目指し、安心して自分らしく暮らし続けられるまちづくりを進めます。

1. 子育て・家事・介護を大切な仕事として認め合える社会を実現します。
2. 地域で人と物とお金の循環を図り、たすけあいの仕組みづくりを実践します。
3. とともに学び働き、楽しみと生きがいのもてる生活を実現します。
4. 夢や希望をもてる豊かな地域社会をともに築き、次の世代に引き継ぎます。

特定非営利活動法人アビリティクラブたすけあい (NPO 法人 ACT)
2007 年 3 月改定

【自立援助サービス指針】

1. 誰もが、その人らしく生きられることを尊重し、その人の自己決定に基づき、自立した生活が送れるように支援します。
2. 援助を受ける当事者が主人公であるケアを目指したコーディネートをします。
3. 利用者ニーズを把握し、その人のできること、やりたいことを支援するために、自立援助サービスの他、地域の社会資源を活用した援助計画を立てます。
4. ケアを通してたすけたすけられる双方向の関係をつくっていきます。
5. 自立援助サービスから見えてきた課題を政策提案します。

自立援助サービス検討プロジェクト答申より
2006 年 3 月改定

特定非営利活動法人

アビリティクラブたすけあい (NPO 法人 ACT)

第 26 回 総会議案書

2024 年 5 月 25 日 (土)

..... トークライブ

12:30 ~ 14:00

ACT の未来予想図を描こう

..... 第26回総会 次第

14:15 ~ 16:45

開 会

1. 理事長挨拶
2. 来賓挨拶
3. 資格審査
4. 議長選出
5. 議事録署名人選出
6. 書記任命
7. 議事審議

閉 会

目次

はじめに	3
第1号議案 2023年度活動・事業報告および決算の承認について	4
【1】2023年度全体の総括	4
【2】2023年度総括事業報告	5
・まちづくり事業	5
・ACTつながるケア(自立援助サービス事業)	6
・アピリティ共済(少額短期保険事業)	7
・生活自用品供給事業	7
・紹介事業(片付け・葬祭)	7
・成年後見事業(市民後見事業)	7
・人材育成および啓発事業	8
・広報・宣伝・出版	8
・ACT運動グループとの連携	9
・他団体との交流・連携および協力事業	9
・組織運営	9
【3】決算	10
【4】監査報告	12
第2号議案 2024年度活動・事業方針および事業計画、予算の決定について	13
【1】2024年度重点方針	13
【2】2024年度事業計画	14
・まちづくり事業	14
・ACTつながるケア(自立援助サービス事業)	15
・アピリティ共済(少額短期保険事業)	15
・生活自用品供給事業	16
・紹介事業(片付け・葬祭)	16
・成年後見事業(市民後見事業)	16
・人材育成および啓発事業	16
・広報・宣伝・出版	17
・ACT運動グループとの連携	17
・他団体との交流・連携および協力事業	17
・組織運営	18
【3】予算	19
第3号議案 2024年度借入金最高限度額について	20
第4号議案 議案決議効力発生について	20
用語説明	21
2023年度決算 活動計算書、貸借対照表、財産目録	22
財務諸表の注記	24
2024年度予算 活動予算書、事業別損益予算案	28
巻末資料	30
組織図	31
資料編	32
設立趣旨書・設立趣意書	41
定款 他	42

はじめに

団塊の世代が75歳以上の後期高齢者になる超高齢社会がやってくると言われ続けてきた2025年が、いよいよやってきます。

高齢化問題だけでなく、経済の悪化や世界で起こっている戦争などの影響を受け、貧困と格差はすすみ、ヤングケアラーやおひとりさまなど困難や不安を抱える人は増え続けています。

働く人材不足はどのジャンルでも深刻で、特に介護士や保育士などのエッセンシャルワーカーの担い手は圧倒的に少なく、福祉業界の慢性的な労働力不足は深刻な問題となっています。ACT運動グループのたすけあいワーカーズや人とまちづくり、まちの縁がわの各団体でもこの人材不足のために存続が危ぶまれるところもある状況です。

ACTでは設立以来、高齢になっても認知症になっても、障がいがあっても、誰もが自分らしく住み慣れた場所で安心して暮らすことができる地域社会をつくろうと、様々な活動を行なってきました。昨年の総会前の基調講演では、新しい認知症への理解を社会に発信していこうという話もお聞きすることができました。これからは今まで以上に、暮らしている地域の中で、気軽にたすけ・たすけられるお互いさまの関係で支え合う共助のしくみの輪が広がっていく必要があります。そのためには、豊かに支え合える会員をもっともっと増やしていかなくはなりません。お近くにまだACTを知らない方がいらしたら、どうぞ声をかけて仲間へとお誘いください。

秋にはアピリティ共済の新しいプランもスタートします。89歳まで加入できるプランや小さなお子さん向けのものが出来ます。

今年度は第6次中長期計画策定の年となっています。ACT会員の皆さんにとって、何が必要なのか、どのようなACTであって欲しいと思っているか、ご意見を寄せてください。お一人おひとりの声を聞き、ACTの未来予想図を描きながら、実効性のある計画を進めてまいります。

理事長 豊泉 惣子

第1号議案

2023年度活動・事業報告および決算の承認について

[1] 2023年度全体の総括

小さなつながりを増やし、大きな安心をつくろう！

● ACT 会員加入推進計画

期首会員数	加入人数	退会人数	差引	年度末会員数
5,215 人	318 人	495 人	▲ 177 人	5,038 人

● アビリティ共済加入推進計画

期首契約件数	新規申込	保障開始	減少件数	差引	年度末契約件数
1,588 件	40 件	43 件	79 件	▲ 36 件	1,552 件

主な入会理由
たすけあいワーカーズの利用者・メンバーを増やす活動
理念に賛同
アビリティ共済加入
地域 ACT※ ¹
講座参加者

主な退会理由
利用の見込みがない・必要がなくなった
逝去
たすけあいワーカーズをやめる
共済解約
施設入所・長期入院

※主な入退会の理由は、それぞれ多い順に掲載

2023年度は総会の基調講演「認知症でも安心できる たすけあいのまちづくりを進めるために」でスタートし、仲間を増やし孤立することなく、誰もが安心して地域で暮らすことを目指し活動を進めました。

会員拡大とアビリティ共済の推進には、あらゆる機会をとらえ取り組みましたが、計画数には達しませんでした。今後は、今までとは違う新しい発想が必要です。

毎月 ACT 運動グループ※²協議会を行ない、連携する目的を確認し実行するために力を合わせました。また、団体を維持・継続するための議論を行ないましたが、どの団体も人材不足が続いています。

福祉の担い手不足は、社会的に深刻な問題であり、人材育成につながる研修や、地域福祉の重要性を伝える講座を開催しました。介護職員初任者研修の再開について検討しましたが、ACT 運動グループだけでは実現が難しいとの結論に至りました。

ACTの活動を支えるアビリティ共済は、今年度は新規契約の年間目標数を70件とし、お茶会や出前学習会の開催、手紙や電話かけなどで加入推進に取り組みましたが、達成率は57%でした。保障改定について会員アンケートを実施し、低年齢向け、高年齢向けの新プランを検討しました。

地域 ACT は、それぞれの地域でお茶会や学習会などニーズに合った様々な企画を行ない、有効で活発な活動によって会員同士がつながりました。地域の方にも声をかけ、企画の参加がきっかけで新たに会員が増えました。

ケアプラン有料化や利用料の2割負担・訪問介護報酬の引き下げ等、介護保険制度改定をはじめ、子育て支援や障がい福祉サービスについても院内集会・フォーラム・円卓会議を行ない、ACT 運動グループの現場の声を国や自治体に届けました。

広報活動や生活クラブ組合員に向けた情報提供活動を通じて、ACT がまだまだ知られていないことがわかりました。ACT をもっとわかりやすく伝えるために、「ACT 安心の森」のイラストを作成しました。

[2] 2023年度 総括 事業報告

まちづくり事業

ACT のすべての事業は、まちづくりにつながっています。安心できるたすけあいのしくみを拡げるため、たすけあいワーカーズの支援、ACT つながるケアの利用拡大、新たなまちの縁がわや地域 ACT の設立などに取り組みました。ACT 運動グループと共に、たすけあ仲間を増やし、安心ネットワーク構想を進めました。

1. ACT は、会員の活動によって安心して暮らし続けられる地域を創っています。会員同士の交流は心豊かで安心な暮らしの源です。

(1) 仲間を増やします

・すべての活動で ACT の価値を発信し、ACT 運動グループと共に加入につなげましたが、目標に達することはできませんでした。

・生活クラブの学校で ACT 運動グループと東京ワーカーズ・コレクティブ協同組合(以下、東京ワーカーズ)と共に、プログラム作りを工夫しましたが参加者を増やすことはできませんでした。

・デポでの周知活動「ACT 子育て介護 何でも相談」は、重点地域を決め取り組みました。成年後見事業運営委員会メンバーも参加し、市民後見の啓発等を行ないました。

・個人および関連団体へ ACT の活動やその価値を伝えました。法政大学で行なった寄付講座は、興味を持つ学生も多く手応えを感じたほか、他団体のイベントで発言の機会を持てたことで新たな会員加入につながりました。

・様々な活動を伝えるために、ACT の概念をわかりやすく明文化することに取り組みました。また、併せて一目で ACT がイメージできるようなイラスト「ACT 安心の森」も作成しました。

(2) 地域 ACT づくりを進めます

・それぞれの地域 ACT で工夫をこらした企画に取り組み、地域に暮らす人たちの参加も促しながら活発な活動が行なわれました。

・地域 ACT の活動を通じた会員加入は 11 人、アビリティ共済の申込みは 9 件ありました。

・大田区で準備会ができました。

(3) 拠点となるワーカーズまちの縁がわを増やします

・冊子「あなたのまちにほっとスペース※³をつくろう！」は、フォーラムなどで配布したほか、ホームページからダウンロードできるようにし、活用を図りました。

・「木・々」「そよかせ」「カサムシカ」が、総合事業サービス B※⁴ に参入しました。

・「木・々」「カサムシカ」「本町」が、「エッコロ子ども基金」助成による配食支援を行ないました。

・サポーター養成講座を開催したまちの縁がわはありませんでした。

・まちの縁がわフォーラムを行ないました。若い世代に関心を持ってもらおうと平日の午前中に行ないましたが、参加は少なく、日時設定と広報に課題が残りました。

・会員特典として、利用者へのドリップバックコーヒープレゼントに協力しましたが、新たな利用者の拡大にはつながりませんでした。

・10年間の総括を進めましたが、一部は次年度に持ち越されました。

・ほっとサービスの料金体系については現状維持としますが、対価の分配割合は各まちの縁がわの経営状況に応じて変更してもよいことに決定しました。

(4) 新たなたすけあいワーカーズづくりを進めます
・新たなたすけあいワーカーズをつくることはできませんでした。

(5) 会員ニーズに応える新たな事業の展開
・専門性のある片付け収納アドバイザーによる特別なケア依頼はありませんでした。

(6) 生活クラブ運動グループと連携します
・23区南生活クラブ生協
定例の代表者会議に出席し、運動グループと情報を共有しました。

ACT の提案により、介護保険学習会を総代意見交換会および世田谷地域協議会※⁵で開催しました。

大田区で地域 ACT の準備会が立ち上がりました。

・北東京生活クラブ生協
代表者会議に出席し、ACT の活動を共有し広めました。

・多摩南生活クラブ生協
ACT 運動グループとして、3つの「フェスタ」に協力して、ACT の活動を広めました。

・多摩きた生活クラブ生協
組合員が ACT 運動グループについて知るイベントを開催しました。

たま北生活クラブ運動グループイベントに向けて各団体は協力し開催しました。
働き方説明会を行ないました。

市民版地域福祉計画※⁶のない地域については作成の後押しをしました。
子ども食堂などを実施している団体の情報を共有しました。

2. 会員活動を拡げる

新型コロナウイルス感染症が5類に変更され、会員活動も対面での開催が進みました。「地域のつどい」は、会員が集まる場であると共に、地域に開かれた企画でもあり、福祉のまちづくりを進める ACT 運

動グループの活動をたくさん紹介することができました。

(1) 地域のつどい

- ・補助額は、1 団体年間上限 3 万円としました。
- ・地域のつどいに 1 本化した最初の年度でした。
- ・実参加の会場集合型企画が多く開催されました。

たすけあいワーカーズ	18 回
まちの縁がわ	1 回
地域 ACT	2 回
- 共催企画
なかまの家(杉並 ACT) 杉並 ACT(さざんか)
小平 ACT(らいふえいど・ちっちゃいおうち)
※()内が共催団体
- ・地域のつどいを通じての ACT 会員加入は 2 人でした。

(2) いきいきサークル

- ・68 団体が登録し活動しました。2022 年度の 73 団体より 5 団体減少しました。
- ・各サークルに手紙を送り、「共済小さなお茶会」の開催や会員加入の呼びかけを行ないました。また、手紙だけでなく電話でも連絡し、6 サークルで「共済小さなお茶会」を開催することができました。
- ・いきいきサークルを通じた会員加入は、15 名、アビリティ共済の申込みは 2 件でした。
- ・サークル活動のお披露目の機会となる活動交流集会は開催できませんでした。
- ・地域 ACT 活動と連携した若い世代のいきいきサークルづくりは進みませんでした。地域 ACT への働きかけや ACT から若い世代への発信が課題です。
- ・団体行事保険は、何年にもわたり補償申請がなく、継続を希望する意見もなかったことから今年度をもって加入を見合わせることにしました。今後は、それぞれのサークル毎に必要なに応じて「参加型行事保険」等を活用することにしました。

(3) コミュニティ活動応援基金助成

◆ワーカーズ・まちの縁がわ部門

- ・新規の応募はありませんでした。
- ・町田市「さくらさくら」120,000 円、杉並区「すてっぷ&すきっぷ」240,000 円、府中市「テラツツァ」240,000 円、西東京市「そよかぜ」220,000 円 家賃補助総額 820,000 円

◆居場所づくり部門

- ・小金井市「NPO 法人グリーンネックレス」216,000 円(継続)
- ・江戸川区「たすけあいワーカーズもも」260,000 円(継続)
- ・助成後のヒアリングとして西東京市「まちの縁がわそよかぜ」、国分寺市「にわのいえ・もとまち」、江戸川区「たすけあいワーカーズもも」を訪問しました。

3. 政策提案

ACT 運動グループや生活クラブ運動グループ、その他の福祉関連団体と連携して、高齢介護・障がい福祉、子育て支援など、福祉全体の課題に取り組み、政策提案しました。

(1) 介護保険制度

- ・介護保険制度の改定に向けて課題を整理し、円卓会議の形で厚生労働省に直接課題提起しました。処遇改善加算ではなく基本報酬のアップなど、見直しを求めました。
- ・東京都に対し、住居支援特別手当について生活者ネットワークと連携して要望を行ないました。
- ・生活クラブ運動グループ・インクルーシブ事業連合*7(以下、インクルーシブ事業連合)介護保険プロジェクトのメンバーとして、厚生労働省に制度改定の改善を求め要望書を提出しました。

(2) 子育て支援

- ・インクルーシブ事業連合と連携して子育てフォーラムを開催しました。ひとり親家庭への支援について課題を共有しました。

(3) 障がい福祉

- ・移動支援サービスの自治体間格差は問題であり、これまでの調査を元に課題を絞って厚生労働省と円卓会議を行ないました。

(4) 院内集会やフォーラムの開催

- ・介護の崩壊をさせない実行委員会のメンバーとして、厚生労働省と円卓会議を 2 回行ないました。(ケアプラン有料化反対・要介護 1・2 は介護給付で、利用料の 2 割負担、他)
- ・今年度はフォーラムや院内集会は開催しませんでした。

ACT つながるケア(自立援助サービス事業)

ACT つながるケア内訳	時間数
子育て支援	5,905
家事・介護	21,112
障がい者・児支援	2,527
合計	29,544

※「ACT が行なう“ACT つながるケア”」の時間数を含む

〈ACT つながるケア〉

- ・生活クラブ組合員に配付したチラシから、新たな利用につながりました。
- ・たすけあいワーカーズからの紹介で ACT がケアに行った事例もありました。施設入所者からの利用が回復傾向でした。
- ・公的機関にパンフレットを設置するなどの広報手段が功を奏しました。
- ・長く ACT 会員を継続している人が利用するよう

になりました。

- ・グループ討議で会議の目的、役割、課題などを話せました。
 - ・スキルアップ研修参加は 35 名でした。
- 〈ACT が行なう“ACT つながるケア”〉
- ・ケア者の定例会や年次研修を行ない、スキルアップに努め、「サービス提供指針」に添ったコミュニティケアが実現できました。
 - ・ケア者の中からコーディネーターが育ちました。
 - ・新規利用契約は 10 件、新規採用したケア者は 1 名でした。
 - ・たすけあいワーカーズにつなげた利用者は 7 名でした。
 - ・アビリティ共済のワーカーズ・ケアは 2 件対応しました。

アビリティ共済(少額短期保険事業)

- ・新規申し込みの目標 70 件に対し実績 40 件でした。(たすけあいワーカーズ 22 件、まちの縁がわ 5 件、地域 ACT 9 件、その他 4 件)
- ・たすけあいワーカーズの共済委員以外に、全ての取次店契約団体へ出席を呼びかけた「拡大共済委員会」を 2 回開催。まちの縁がわから 1 団体、地域 ACT から 6 団体の参加があり、目標の達成を呼びかけました。
- ・募集人へへの出席者を増やすため、ハガキや年賀状で呼びかけました。
- ・「いきいきサークル」「まちの縁がわ」「地域 ACT」のほか、ACT コミュニティ活動応援基金助成団体に対し、手紙と電話かけで「共済小さなお茶会」や出前学習会の開催を呼びかけました。理事にも「共済小さなお茶会」開催を呼びかけました。
- ・「共済小さなお茶会」は昨年より増え 19 回開催し加入が 3 件ありました。事前に参加者の状況を確認し、目標を持って臨むことやその後のフォローが課題になりました。
- ・「とにかくキャンペーン」として新規契約者だけでなく、紹介した方や現契約をグレードアップした方、ACT に資料請求した方にもプレゼントしました。ワーカーズ内で周知を図るため、チラシに鉛を付けるなど、見てもらう工夫をしました。
- ・生活クラブ生協・東京との協議会で、「ハグくみ」満了者へアビリティ共済の情報提供ができることを確認しました。早急に検討します。
- ・保障改定に向けて会員アンケートを実施しました。結果を参考に、高年齢プランと低年齢プランとして財務局へ申請を行ない 2024 年 9 月より保障開始予定です。
- ・事務局からは、65 才以上のアビリティ共済加入

者へ「誕生日ハガキ」を送付し、会費納入通知に提案書「ACT からあなたへのご提案です」を同封。共済ニュースを発行しました。

生活自用品供給事業

- ・ACT 通信 Vol.190 ~ Vol.193 に自用品チラシを同封し、会員に情報を届けました。
- ・人気のフリーズドライ味噌汁はメーカーでの廃番が続きましたが、代替品が見つかり 2 種類で継続できたものの、仕入れ価格の高騰により 1 種類に整理しました。
- ・年間売上額は約 157 万円に留まり目標額 200 万円は達成できませんでした。4 月、10 月、1 月、3 月の 4 ヶ月の売り上げ平均は 6.9 万円と、近年例にないほど落ち込んだことやナーシングラッグの PR が殆どできなかったことが影響しました。
- ・ほぼすべての品目において仕入れ価格が上がり、やむなく会員価格も値上げしました。
- ・おやつ品目がないため、豆乳ぜんざいの取り扱いを開始し注文も伸びていましたが、メーカーでの廃番となり継続できませんでした。

紹介事業(片付け・葬祭)

1. 片付け事業

- ・利用件数は 6 件で、手数料収益は約 3.6 万円でした。家具の移動や処分などの小口利用が中心で、手数料収入は伸びませんでした。利用した会員からは「丁寧だった」「安心して利用できた」等の感想が寄せられました。

2. 葬祭事業

- ・葬祭ワーカーズに講師を依頼し、葬祭学習会を開催しました。14 名の参加がありました。豊富な資料をもとに、最近の葬儀事情やなかなか報じられていない実態などを知る機会となり、参加者からも好評を得ました。
- ・紹介利用はありませんでした。

成年後見事業(市民後見事業)

「最期まで自分らしく」を応援する ACT のもう一つの自立援助事業として取り組みました。

1. 任意後見制度の啓発と ACT 事業の広報

- ・養成講座開催についてはタイムリーな情報発信ができました。
- ・出前講座については情報発信が不十分であり、ACT 成年後見事業について ACT 会員をはじめ、外部にも広報活動を充実させていくことが課題で

- ・す。出前講座開催は3件行ないました。
- ・ACTのホームページや会員ガイドブック、パンフレットなど点検し、ホームページの改善ができました。
- ・理事会と連携し、生活クラブデポでACT成年後見事業のアピールを行ない、また「FPと一緒にエンディングノートをつくってみませんか」という企画も実施しました。
- ・市民後見人養成講座を開催しました。

2. スキルアップに向けて

- ・以下のテーマで、内部研修を行ないました。「任意後見を中心とした成年後見支援活動」「事例研究」「後見等活動における被後見人の意思決定支援のあり方について」

3. 任意後見契約

- ・新たな契約はなく、昨年から引き続き2件を継続しました。

4. 調査活動

- ・「自治体における成年後見制度利用促進基本計画の進捗状況調査」を行ない、課題を整理しました。

5. 中長期計画

- ・3カ年計画を作成しました。

人材育成および啓発事業

安心のまちづくりを推進し、地域のニーズに応えられる人材育成や啓発は、ACTの大切な役割です。スキルアップのための養成講座の運営や研究会活動をはじめ、ACT会員の「知りたい・学びたい」に応えるため、今後に向けて新しい講義テーマの検討や講師の選任にも取り組みました。

1. 研修体系

- ・「ACTコーディネーター養成講座」「まちの相談パートナー養成講座」を主軸とし、オンラインを中心に、一部をハイブリッド開催しました。他府県のACT会員の受講がありました。
- ・「生活クラブの学校」として一部の講座を生活クラブ組合員に広報できたことで、5名の参加がありました。
- ・たすけあいワーカーズの新人育成、ACTつながるケアのケア者育成、ベテランの再確認等を目的とした「ケア者ベーシック講座(調理編・掃除編)」を開催し、好評でした。

2. 公開講座

- ・児童精神科医の田中哲先生を講師に、「思春期・青年期の子どもが安心して育つために」をテーマに公開講座を開催しました。

3. 研究会活動

(1) 在宅介護研究会

- ・出前要請研修2回実施しました。
- ・定例会議2回リアル、残りはオンラインで実施し

- ました。(11月は中止)
 - ・動画教材の研修、チェックシートの作成をしました。
 - ・ACT通信に介護技術のコラムを連載しました。
- (2) 認知症模擬演技者(S P S D)研究会

講師派遣先	件数
岡山県津山市地域包括支援センター	1
シルバーチャンネル	1
国分寺地域協議会	1
まちの相談パートナー養成講座	1
合計	4

- ・2023年の定例会は、3回をメンバーの実参加で東村山、練馬、昭島と場所を変えて開催、その他はオンライン会議で開催し、新しいメンバーが1名増えました。
- ・認知症の人が安心して暮らせる地域づくりを目的にした、各地域包括センターや岡山県津山市からの講師依頼では、徘徊模擬訓練の認知症模擬演技者の養成にも協力支援しました。生活クラブ組合員も参加した国分寺市地域協議会主催「在宅で困ったときの認知症」で2名の模擬演技者がロールプレイで参加者に体験してもらいました。コロナ禍以降久しぶりに実参加の講座を実施することができました。
- ・シルバーチャンネルの依頼で動画の撮り直しを行ないました。
- ・出前講座の様子を撮影し、定例会でフィードバックできました。
- ・出前講座で過去のDVDを活用し、さらにDVDの売上収入にもつながりました。

広報・宣伝・出版

1. ACT 通信

- ・ACT通信を年4回発行しました。ACT運動グループの活動をアピールすると共に、葬祭ワーカーズなど、福祉的活動を紹介しました。

2. ホームページ・SNSなどのWeb媒体

- ・ホームページのアクセス解析を行ない、ホームページの改善に努めました。
- ・ACTへの理解を拡げるため、分かりやすいページの改善を行ないました。

3. チラシ・パンフレット

- ・「働きたい人募集ちらし」をたすけあいワーカーズ連合と作成しリニューアルしました。
- ・ガイドブックやチラシを活用して会員拡大に努めました。
- ・アビリティ共済委員と合同で会議を行ない、加入につながるようなチラシを作成しました。

ACT 運動グループとの連携

1. ACT 運動グループ協議会

- ・毎月定例で開催し、各団体の活動状況や課題について持ち寄り、意見交換等を行ないました。
- ・「生活クラブの学校」は、東京ワーカーズと連携し、チラシの作成を行ないましたが、ACT運動グループが開催した「地域福祉の連続講座」は参加者が少なく、企画の見直しなど今後課題が残りました。
- ・介護職員初任者研修の実施について検討しましたが、経費や受講者の確保等、課題が残りました。

2. ACT たすけあいワーカーズ・コレクティブ連合(以下、たすけあいワーカーズ連合)との協議会

- ・2回開催しました。

他団体との交流・連携および協力事業

1. 生活クラブ運動グループとの連携

(1) インクルーシブ事業連合

- ・安心なまちづくりを推進するため、生活クラブ運動グループの各団体と共に活動しました。
- ・介護保険プロジェクトや子育て支援フォーラム実行チームには、ACT運動グループメンバーが参加し、介護保険制度や子育て支援の課題を解決するために力を合わせ取り組みました。

(2) コネクト推進機構

- ・定例会議、資金調達チームに出席すると共に、コネクト研修にも参加しました。

(3) 東京ワーカーズとACT運動グループとの協議会

- ・必要に応じて開催することとされていますが、2023年度の開催はありませんでした。
- ・来年度の「ワーカーズまつり」の開催に向け、検討チームメンバーとして参加しました。

(4) 生活クラブ生協・東京との協議会

- ・2回開催し、ACTの事業継続性を高めるために引き続き連携していくことなどが話し合われました。

(5) 生活クラブ運動グループ・東京連絡会

- ・「ピアふえすた東京」の運営に取り組みました。
- ・東京政策の策定を行ない、東京都に予算提案しました。

(6) 東京CPB(東京コミュニティパワーバンク)

- ・理事会に参加しました。
- ・一定の社会的役割を果たし終えたとの総括のもと、2025年の総会をもって解散することとなりました。

(7) NPO 法人まちぼっと

- ・理事会に参加しました。

- ・草の根市民基金ぐらん運営委員会に出席し、交流集会の組み立てをはじめ選考委員会にも参加しました。

2. ACT が会員となっている団体

- ① WNJ*⁸(ワーカーズ・コレクティブネットワークジャパン)
- ② 日本少額短期保険協会
- ③ 東京都社会福祉協議会
- ④ 長寿社会文化協会
- ⑤ 日本NPOセンター
- ⑥ 東京CPB(東京コミュニティパワーバンク)
- ⑦ 中央労働金庫
- ⑧ 中野区社会福祉協議会

組織運営

第5次中期計画の2年目でした。総会で決定した方針に基づき、理事会と事務局が連携して執行に当たりました。会員およびアビリティ共済拡大のための方策については、経営会議や理事会で毎月討議し、取り組みました。会員意見交換会を3地域で開催しました。

1. 理事会体制

- ・ACTの組織継続をめざし、経営会議、理事会ともに活発に議論しました。
- ・理事会と事務局が一体となって組織運営に取り組みました。

2. まちづくり委員会

- ・奇数月にまちづくり委員会を開催し、それぞれの地域ACTの豊かな活動を共有し、情報交換を行ないました。

3. 事務局体制

- ・月例で開催している職員会議では、討議項目として毎回1事業ずつ選び、現状や今後の取り組み方などの意見交換を行ない、必要に応じて役員会に報告、提案を行ないました。
- ・事務局研修「安心して働き続けやすい職場づくりとメンタルヘルス」「適切なクレーム対応」を実施しました。ACT運動グループにも呼びかけ、参加があり、研修をシェアすることができました。職員のスキルアップのための「エクセル研修」も行ないました。
- ・職員体制の課題となっていた広報啓発、人材育成事業担当の非常勤職員を採用することができました。

[3] 決算 (P22 参照)

〈2023 年度決算の説明〉

一般正味財産増減の部の経常収益は、事業収益 72,919,326 円(前年より▲ 399,374 円)、受取会費と少額短期保険事業の準備金等の戻入額、その他収益を合わせて、130,263,474 円となりました。経常費用は 133,431,382 円で、固定資産除却損 1 円、法人住民税 70,000 円をあわせ、当期正味財産増減額は▲ 3,237,909 円となりました。

指定正味財産増減の部は、受取寄付金収入 226,560 円、助成金の戻りが 94,188 円あり、まちの縁がわと地域 ACT の助成が 2,123,365 円で、当期指定正味財産増減額は▲ 1,802,617 円となりました。

一般正味財産と指定正味財産の増減額の合計は▲ 5,040,526 円、正味財産期末残高は 107,641,343 円となりました。

2023 年度も経営の厳しい年でしたが、保険金の支払いが少なく、少額短期保険事業部門の剰余は 10,565,989 円となり、2024 年度の配当準備金として繰り入れます。少額短期保険事業以外の部門は収入が伸びず、▲ 316 万円の欠損となりました(予算は▲ 278 万円)。

1. 年会費

年会費は 14,824,000 円(賛助団体・会員含む)、予算対比 96.6%(昨年度より 52 万円減)となりました。まちづくり事業に 42%(うちコミュニティ活動 32%、ワーカーズ連携 10%)、自立援助サービスに 12%、人材育成および啓発事業に 11%、後見事業に 5%、管理部門に 30%を充当しました。

2. 寄付金

アビリティ共済の契約者配当金寄付 5,923,920 円を、まちづくり事業のコミュニティ活動部門に充当しました。ACT へのご寄付は 87 件 451,766 円(一般正味財産の部)、ACT コミュニティ活動応援基金に 59 件 226,560 円(指定正味財産の部)をいただきました。ご協力いただいた皆様に感謝申し上げます。

3. 事業別の説明

(1) まちづくり

- ① コミュニティ活動推進費の内訳(費用助成)
 - ・ いきいきサークル 68 団体 621,719 円
 - ・ 地域のつどい 21 回開催 436,458 円
- ② 地域 ACT まちづくり基金助成の内訳
 - ・ 地域 ACT8ヶ所 709,191 円
- ③ ACT コミュニティ活動応援基金助成の内訳
 - ・ 居場所づくり部門 2 団体 476,000 円
 - ・ ワーカーズまちの縁がわ 家賃助成 4 団体 820,000 円

④ ワーカーズ連携

たすけあいワーカーズ・コレクティブ連合の事業サポート業務委託契約料の収入 235,200 円を計上しました。

(2) ACT つながるケア(自立援助サービス事業)

事業収益は 592 万円でした。うち利用料金の 5.5% は 410 万円で、ケア者不足により減少傾向が続いています。2022 年度より始まった ACT から何うケア収益は、182 万円でした。

(3) アビリティ共済(少額短期保険事業)

保険料収益は 6,440 万円で予算 6,597 万円に達しませんでした(予算対比 97.6%)、保険金は 1,478 万円で予算 1,700 万円を 222 万円下回りました。2023 年度は死亡給付が 6 件(350 万円)と多く、ハンディキャップ 1 件 200 万円、軽度ハンディキャップ 1 件 40 万円の給付もありました。祝金は出産が 17 件 85 万円、長寿が 21 件 21 万円でした。法定準備金(支払備金、責任準備金)を計上し、剰余 10,565,989 円を契約者配当準備金として繰り入れます。契約者配当準備金は 2024 年度に寄付金として振替えさせていただきます、まちづくり部門のコミュニティ活動へ充当します。

(4) 生活自給品供給

事業収益は 156 万円となり、計画の 200 万円に届きませんでした。

(5) 人材育成および啓発

S P S D 研究会による認知症講座の講師料や動画出演料、ACT 公開講座の参加費、外部講座の講師料などで、収入は 272,800 円となりました。

(6) 成年後見

利用料(2 名)と後見養成講座の受講料で事業収入は 481,500 円でした。

<欠損金について>

定款 33 条に基づき、2023 年度当期正味財産増減額 ▲ 5,040,526 円(一般正味財産の部 ▲ 3,237,909 円、指定正味財産の部 ▲ 1,802,617 円)は 2024 年度へ繰り越します。

<少額短期保険積立金について> (2023 年度末)

項目		金額	
法定積立	供託金	法律 (保険業法第 272 条の 5、及び保険業法施行令第 38 条の 4) 上、事業開始時に 1,000 万円、及び年間取受保険料の 5% (百万円未満端数切捨) を供託する事となっています。	14,000,000 円
	留保金	留保金とは事業開始時の資本金にあたるもので 1,000 万円が必要です。ACT では NPO 法に則り未処分正味財産の中から繰り入れています。また保険業法では留保金を含む純資産が 500 万円を 1 円でも欠けると「営業停止」処分となります。	10,000,000 円
	支払備金	決算時、支払うべき金額が確定しているもの及び既に支払事由が発生していて支払が見込まれているものに備えておくべき資金です。金額は毎年変わります。	4,476,526 円
	責任準備金(普通・異常)	普通責任準備金、異常責任準備金を合わせたものです。将来の通常、異常時の保険金等の支払に備えておく資金です。金額は毎年変わります。	28,494,479 円
	契約者配当準備金	来期の契約者配当に充てるために備えておく資金です。金額は毎年変わります。	10,565,989 円
任意積立	事業安定積立金	自主共済から少額短期保険事業へ移行する際、過去の再保険の取支状況を検討し再保険を掛けない事とし、その分を内部留保する事にしました。大きな保険事故がいつ発生したとしても安定した事業を継続するために積み立てていき、年間の純保険料相当分を内部留保する事としています。再保険を掛けないで契約者への支払を保障する積立金です。	53,954,186 円



板橋区の「くじらハウス」で
開催した会員意見交換会



厚生労働省との円卓会議



会員意見交換会
にわのいえ・もとまち
「にわには」(国分寺)にて

【4】監査報告

監査報告書

2024年4月26日

特定非営利活動法人 アビリティクラブたすけあい
理事長 豊泉 惣子 様

監事 細谷 正子
同 矢崎 芽生

【監査報告】

私たちは、特定非営利活動促進法18条および定款第14条(5)に基づき、2023年度の特定非営利活動法人アビリティクラブたすけあいの業務監査、会計監査を行ないました。

理事の業務執行の状況に関する監査については、理事会を傍聴し、必要と認められる場合には質問、意見表明などを行ないました。また、財産の状況に関する監査に当たっては、財務諸表等(活動計算書、貸借対照表、財務諸表の注記及び財産目録)と帳簿や証拠書類等との照合、質問等の合理的な保証を得るための手続きを行ないました。

監査の結果、理事の業務執行は、法令、定款及び事業計画に基づき適正に執行され、不正の行為又は法令・定款に違反する重大な事実はないことが認められました。

また、法人の財産の状況は、NPO法人会計基準に準拠して、財務諸表等に適正に表示されているものと認められました。

【監査意見】

・少し支出が抑えられていますが、活動の成果と言えるものではなく、収益が落ちている傾向は変わっていません。少額短期保険事業が今のACTのまちづくり活動を支えています。他の部門事業の安定を着実に果たしていく必要があります。

・アビリティ共済の新しいプラン(高齢プラン、若年プラン)が始まります。プランを導入することで自動的に加入が進むわけではありません。思い切って導入するわけですから、発信するための道具が一つ増えたと思って、そのねらいをしっかりと共有し対象者に発信してください。

・元気に活動している地域もありますが、せっかく育った活動が停滞したり、思うように活動できない地域もあります。中期計画を描く時にあたります。何故ACTを始めたのか、ACTで何をしようとするのか、納得度が高くないと活動は広がりません。過去に思いをよせるのではなく、これからの時代にACTは何をするのか、十分な議論がされることを期待します。

以上

第2号議案

2024年度活動・事業方針および事業計画、予算の決定について

【1】2024年度重点方針

ACTでつながり、安心の輪を広げよう

ACT会員で良かったと実感できる機会を増やし、顔と顔が見える安心のまちづくりを進めるため、ACT会員を増やします。

- 誰もが安心できるたすけあいのまちづくりを進めるために、ACT会員を増やします。
- アビリティ共済配当寄付金を原資としてたすけあいのまちづくりを広げる意義を伝え、新プランで契約を増やします。
- 地域ACTを充実させ、地域の中で顔の見える関係性をつくり、会員一人ひとりが参加できるような地域組織を増やします。
- ACT運動グループ(たすけあいワーカーズ連合・人とまちづくり・まちの縁がわ)の連携を強め、ともに市民による参加型福祉の価値を発信していきます。
- すべての活動において、人材発掘とその育成は必須です。福祉の担い手となり活動できる人材を生み出します。
- 現場の声をもとに政策課題に取り組み、国や自治体に提案・要望します。
- ホームページの充実やSNSでの発信に力を注ぎ、ACTを知らない方にもわかりやすく共感が得られるような広報活動を行ないます。
- 生活クラブ運動グループとの連携をすすめ、ともに福祉のまちづくりを充実させます。
- 第6次中長期計画(2025～2029年度)を策定します。

●ACT会員加入推進計画

期首会員数	加入人数(目標)	退会人数(予測)	差引	年度末会員数
5,038人	510人	500人	10人	5,048人

たすけあいのまちづくりを続けるために、5,000人の会員を維持します。

●アビリティ共済加入推進計画

期首契約件数	新規加入件数(目標)	減少件数(予測)	差引	年度末契約件数
1,552件	100件	65件	35件	1,587件

会員ニーズに合わせた2つの新しいプランを紹介しながら、新契約を増やします。

[2] 2024 年度事業計画

まちづくり事業

ACTのすべての事業は、まちづくりにつながっています。安心できるたすけあいのしくみを拡げるため、たすけあいワーカーズの支援、ACTつながるケアの利用拡大、新たなまちの縁がわや地域ACTの設立などに取り組みます。ACT運動グループと共に、たすけあいう仲間を増やし、安心ネットワーク構想を進めます。

1. ACTは、会員の活動によって安心して暮らし続けられる地域を創っています。会員同士の交流は心豊かで安心な暮らしの源です。

(1) 仲間を増やします

・ありとあらゆる機会を逃さず、ACTが目指す安心のまちづくりを紹介しながら共に進める仲間を増やします。

(2) 地域ACTづくりを進めます

・奇数月にまちづくり委員会を開催し、それぞれの地域ACTの活動を互いに共有し、それぞれの地域のニーズに合わせた豊かな企画を行ない、会員が主体的に活動できる機会をつくり出します。
・ACT会員だけでなく地域に暮らす会員以外の人たちにも呼びかけ、顔の見えるつながりを拡げ、世代をつなぎ継続していきます。
・中野区、西東京市、板橋区で新たに地域ACT設立を模索します。
・大田ACTの設立を予定しています。

(3) 拠点となるワーカーズまちの縁がわを増やします

・東村山、世田谷、町田で新たなまちの縁がわ立ち上げの可能性を探ります。
・「エコロ子ども基金助成」による配食支援に参加します。
・サポーター養成講座を実施し、新たな担い手を増やします。ほっとサービスをより多くのまちの縁がわに拡げます。
・引き続き10年の総括を行ない、課題を抽出します。課題については、まちの縁がわ東京の会議でも話し合っていきます。
・居場所づくりに意欲のある人たちを支援します。
・生活クラブ生協・東京の空家を活用した「地域の場づくり」に向けた調査研究に参画します。

(4) 新たなたすけあいワーカーズづくりを進めます

・「ACTが行なう“ACTつながるケア”」の実践を進める中で、新たなたすけあいワーカーズづくりを模索

します。
・新たな芽が出たときにどのようにサポートしていくかを見直し、支援していきます。

(5) 会員ニーズに応える新たな事業の展開

・「ACTが行なう“ACTつながるケア”」の実践の中で見えてくるニーズをリサーチします。

(6) 生活クラブ運動グループと連携します

・生活クラブ生協・東京協議会等を通じて情報を共有し、共に地域福祉の充実に取り組みます。
・23区南生活クラブ生協代表者会議に出席し、学習会の提案などを行ないます。ACTの理解を深める活動を組み立てます。ACT運動グループ未組織地域の立ち上げを模索します。
・北東京生活クラブ生協代表者会議に出席し、ACTの活動を共有し、学習会などの機会を通してACTの活動への理解を拡げます。
・多摩南生活クラブ生協多摩南生活クラブ30周年企画などに協力連携して、ACT活動を広めます。
・多摩きた生活クラブ生協生活クラブ運動グループで組合員の理解が進むための活動を組み立てます。24年度は講演会を予定。働き方説明会の実施と市民版地域福祉計画づくりを進めます。多摩きた第8次長期計画策定に協力して取り組みます。

2. 会員活動を拡げます

ACT運動グループ全体として、「地域のつどい」や「いきいきサークル」を会員同士が出会える場・機会として活用します。福祉のまちづくりを進めるACT会員の様々な活動を地域に発信し、新たな仲間を増やす機会となることを期待して活動費を補助します。

(1) 地域のつどい

・「地域のつどい」は、地域でACT運動グループの理念や活動を伝え、賛同を拡げる機会として位置付けます。
・「地域のつどい」を開催する団体に、引き続き年間上限3万円の補助を行ないます。
・「地域のつどい」を通じた会員加入を増やすために会の中でACTのアピールをします。

(2) いきいきサークル

・いきいきサークルは、同じ趣味や目的を持つ会員同士がサークル活動を通じて見守り合い、たすけあうコミュニティの一つです。
・若者にも親和性のあるサークル活動を活かしながら、20～30代の新たな会員を増やします。
・それぞれのサークルでACTの理念を共有し、新たな会員加入を進めます。
・サークルメンバーが賑やかに集う活動交流集会を開催します。

(3) コミュニティ活動応援基金助成

・ACT会員の主体的な活動を応援します。年2回公開ヒアリングを実施し、公正な審査を行ない、地域の社会資源を増やすことに貢献します。
①居場所づくり部門
②住まいづくり部門
③ワーカーズ・まちの縁がわ部門
④ワーカーズ運動推進のための活動部門
・コミュニティ活動応援基金への寄付を募ります。
・助成後の訪問・交流を行ないます。

3. 政策提案

ACT運動グループ、東京・生活者ネットワーク、インクルーシブ事業連合、生活クラブ運動グループなどと連携して政策提案や予算要望に取り組みます。

(1) 介護保険制度

・現場の声を活かし、2027年の改定に向けて課題を整理し、ACT会員にわかりやすく伝えていきます。
・生活クラブ運動グループと連携して、地域協議会との共催で介護保険制度の学習会を開催します。

(2) 子育て支援

・部会からの提案を政策につなげます。
・インクルーシブ事業連合と連携し子育てフォーラムを企画します。

(3) 障がい福祉

・障がい福祉サービスについて、移動支援の調査を活かし引き続き円卓会議を行なうなど、改善策を要望します。

(4) 院内集会やフォーラムの開催

・「介護の崩壊をさせない実行委員会」のメンバーとして、フォーラムや院内集会、円卓会議を企画します。
・全国の福祉関連団体とつながり国への要望活動を行ないます。

ACTつながるケア(自立援助サービス事業)

〈ACTつながるケア〉

・ACTつながるケアを拡げるために行なっている活動と事例の成果を共有し、利用拡大推進につなげます。
・会議内で話し合ったことをたすけあいワーカーズに持ち帰り共有し、引き続き、代表者会議や事務局局長会議との連携を図ります。
・事例を通して、様々な角度からケアについて考察し、コーディネーター力の向上に努めます。
・研修などを通じて、コーディネーターのスキルアップを図ります。研修は2回の実施を目標とし、コーディネーター力の向上を図ります。
・効率性を高める会議運営を実施し、検証していきます。
・たすけあいワーカーズ連合の子育て支援事業部会と連携し、これからの子育てのケアニーズに対応していくために、検討チームを構成しゆるやかなガイドラインの作成を検討します。

〈ACTが行なう“ACTつながるケア”〉

・利用を拡げるために、地域包括支援センターにパンフレット等を持参することや、新聞折り込みチラシの活用、地域、部数を限定して生活クラブ組合員へのチラシの配布等を検討します。
・定例会を年4回開催し、ケア者のスキルアップを図ります。
・ケア者研修は、年2回実施します。
・利用者の尊厳を守りながら、その人らしさに寄り添ったケアができるケア者を増やし、コーディネーターの育成をしていきます。

アビリティ共済(少額短期保険事業)

ACTが「たすけあいのまちづくり」をこれからも進めていくためには、アビリティ共済の保有数を増やすことが不可欠です。9月に保障開始する2つの新しいプランを広く知らせ、新規加入を進めます。加入目標を100件とし、保有数の減少を止めて増加をめざします。

・あらゆる機会・場・組織を活かしてアビリティ共済の魅力を語ります。ACT会員みんなで広めます。
・拡大共済委員会を年2回(6月・1月予定)行ないます。
・新しいプランの説明会を、全取次店契約対象に行ないます。
・学習会・お茶会などを様々な団体に呼びかけます

- ・(ACT 運動グループ、いきいきサークル、ACT コミュニティ活動応援基金助成団体、生活クラブ 運動グループなど)。参加者状況や加入目標を明確にして、より効果的なものにしていきます。
- ・事務局との連携をさらに進めます。
- ・新しい拡大手法を検討します。
- ・募集人を増やします。募集人試験受験のためのミニ学習会を行ないます。
- ・アビリティ共済の魅力をより多くの人に語るため、専任スタッフの採用を検討します。
- ・広報委員会と協力してホームページを豊かにし閲覧者を増やします。SNS へのアップも定期的に行ないます。
- ・共済研究会などに参加して、新たな拡大手法を模索します。
- ・生活クラブ生協・東京との連携を強化します。
- ・生活クラブ生協・東京の共済関係者との意見交換会を行ないます。また、各ブロックとの連携を探ります。
- ・「ハグくみ」満期者への情報提供について、協議しながら進めます。
- ・生活クラブ組合員配布チラシを効果的に活用します。

生活自用品供給事業

- ・ネット通販など、多様な手段であらゆる物を購入できる時代になりましたが、引き続き「物のたすけあい」として介護や健康な暮らしに役立つ良品を会員価格で提供していきます。
- ・売上目標は190万円とします。
- ・ナーシングラッグの利用促進のため、広報に力を入れます。
- ・11 月ふれすたクッキーの取り扱いを継続し、障がい者の就労継続支援 B 型事業所による製品であることをアピールし、寄付支援的購入者を増やします。

紹介事業(片付け・葬祭)

1. 片付け事業

- ・「あうん」「よって屋」「えっさほいさ」との事業提携を継続し、安心して利用できる片付け事業として ACT 会員および ACT 運動グループに広報していきます。

2. 葬祭事業

- ・昨年度好評だったことから、葬祭ワーカーズによる葬祭学習会を開催し、より多くの ACT 会員に情報を届けます。

成年後見事業(市民後見事業)

「最期まで自分らしく」を応援する ACT のもう一つの自立援助事業として取り組みます。

1. 任意後見制度の啓発

- ・公開講座を開催します。
- ・出前講座を行ないます。
- ・他団体と連携し活動します。
- ・「FP と一緒にエンディングノートを作成しよう！」というテーマで終活講座を開催します。

2. スキルアップに向けて

- ・運営委員のスキルアップに向けて内部研修を行ないます。

3. 任意後見契約

- ・単独の死後事務事業の開始を目指します。
- ・相談事業を再開します。

4. 調査活動

- ・昨年度行なった調査の結果に基づいて、課題を各自治体への提案活動につなげます。

5. 組織運営

- ・円滑な運営のため、組織体制を見直します。
- ・受任できる契約を増やしていくためにも、活動メンバーを増やします。

人材育成および啓発事業

安心のまちづくりを推進し、地域のニーズに応えられる人材育成や啓発に取り組み、スキルアップのための講座や研究会を開催します。また、ACT 会員の「知りたい・学びたい」に応えられる新たな研修テーマについて検討します。

1. 研修体系

- ・研修は新しい講師を迎え、多くの方に活用してもらえるようにします。

2. 公開講座

- ・社会状況にあわせた内容を考え、会員に有意義な講座を開催します。

3. 研究会活動

- (1) 在宅介護研究会
 - ・自主研修も含め、介護技術の学習、実技の研究をする機関として活動します。
 - ・出前研修の要請があれば、講師派遣を行ないます。

- ・身体介護の動画教材作成に取り組みます。
- ・ケア者ベーシック講座教材として、水回りの掃除の動画作成に取り組みます。
- ・定例会議はオンラインを使用し、年2回リアル会議を行ないます。
- ・ACT 会員からの介護の相談に応じます。

(2) 認知症模擬演技者(SPSD)研究会

- ・認知症本人が地域で普通に暮らせるための啓発活動を進めるために、2024 年度も研究会は継続します。
- ・ACT 会員や生活クラブ組合員へ「認知症の人の心を知る」SPSD 研究会が開発した体験プログラムや動画や DVD などを活用して、認知症の人を知る機会を増やします。
- ・当事者メンバーの、リアルにその時感じた思いを語る言葉から学びを得ます。
- ・新しく認知症の人が「在宅で起きた困った」場面などの動画をつくります。
- ・ACT 会員や生活クラブ組合員に対して研究会の見学を受け入れ、気軽な参加を促します。

広報・宣伝・出版

1. ACT 通信

- ・多くの人の目に留まるように紙面を工夫し、年4回発行します。

2. ホームページ

- ・ホームページを改善し、よりアクセス数が増えるように工夫します。改善にあたっては事業担当者と協議します。
- ・更新作業を行なう担当者について検討をします。

3. チラシ・パンフレット

- ・会員拡大のため、会員募集チラシをリニューアルします。
- ・アビリティ共済拡大のため、共済委員会と連携して広報活動を行ないます。

ACT 運動グループとの連携

1. ACT 運動グループ協議会

- ・ACT 運動グループ協議会として、それぞれが連携して ACT の理念・目的を遂行するために月1回開催します。
- ・介護職員初任者研修の開催について、ACT 運動グループとして検討します。

2. たすけあいワーカーズ連合との協議会

- ・必要に応じて開催し、タイムリーな意見交換を行ないます。

他団体との交流・連携および協力事業

1. 生活クラブ運動グループとの連携

- (1) インクルーシブ事業連合
 - ・運営会議に参加します。
 - ・生活クラブ運動グループの各団体と共に、安心なまちづくりに取り組みます。
 - ・介護保険プロジェクトや子育て支援フォーラムの活動にも参加し、社会的課題について学び、共に働きかけをしていきます。

(2) コネクト推進機構

- ・引き続き生活クラブ運動グループのつながりを強めるために会議に参加します。

(3) 東京ワーカーズと ACT 運動グループとの協議会

- ・ワーカーズまつりのチーム会議に出席し、準備を進めます。
- ・ACT 運動グループからもそれぞれの団体で参加を確認し、ワーカーズ・コレクティブ運動の推進に取り組みます。

(4) 生活クラブ生協・東京との協議会

- ・必要に応じ協議会を開催します。
- ・ACT 会員と組合員の福祉の充実のために、相互に連携を強化していきます。

(5) 生活クラブ運動グループ・東京連絡会

- ・生活クラブ運動グループとして東京都への予算提案を行ないます。
- ・「ピアふえすた東京」を開催します。

(6) 東京 CPB(東京コミュニティパワーバンク)

- ・理事会に参加します。

(7) NPO 法人まちぽっと

- ・理事会に参加します。
- ・草の根市民基金ぐらん運営委員会に参加し、交流集会の組み立てや選考委員会に参加します。

2. ACT が会員となっている団体

- ① WNJ(ワーカーズ・コレクティブネットワークジャパン)
- ② 日本少額短期保険協会
- ③ 東京都社会福祉協議会
- ④ 長寿社会文化協会

- ⑤日本 NPO センター
- ⑥東京 CPB(東京コミュニティパワーバンク)
- ⑦中央労働金庫
- ⑧中野区社会福祉協議会
- ⑨ NPO 法人まちぽっと

組織運営

理事会は、事務局と連携し、総会で決定した方針を執行し、常に点検しながら組織運営を担います。2024 年度で計画期間が終了する第 5 次中期計画(3 ヶ年)の総括を行ない、第 6 次中長期計画(5 ヶ年)の策定に取り組みます。

1. 理事会体制

- ・活発な討議を行ない方針の着実な執行に努め、ACT の事業継続性を高め安定した経営となるよう取り組みます。
- ・理事会と事務局が連携して力を発揮し、事業運営に取り組みます。

2. 事務局体制

- ・第 6 次中長期計画の策定に向け、理事会との連携を深めながら実務面での対応強化に努めます。
- ・今後、益々人材不足が加速するといわれており、事業の執行を支える事務局機能の低下を招かないよう円滑な人材確保のための対策を検討し、取り組みます。
- ・引き続き業務の効率化を図り、残業の発生を抑えます。
- ・事務局研修を実施します。
- ・防災備蓄品が賞味期限を迎えるため、BCP との兼ね合いで必要数を確認し、ローリングストックで対応します。



梅本和比己先生による研修
「適切なクレーム対応を学ぶ」



国分寺地域協議会開催の認知症模擬演技者 (SPSD) 研修

【3】 予算 (P28 参照)

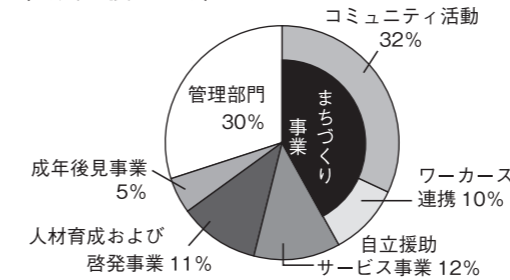
〈2024 年度予算の説明〉

一般正味財産の部

1. 年会費

年会費 1,488 万円と賛助会費 2 万円を合わせ 1,490 万円を計上します。年会費は ACT の事業と組織運営に充てられます(円グラフ参照)。

〈会費の使われ方〉



2. 寄付金

アビリティ共済の配当寄付金 1,300 万円をまちづくり事業のコミュニティ活動部門に繰入れます。加えて ACT への寄付を 50 万円募ります。

3. 事業別の説明

(1) まちづくり

① コミュニティ

ACT 会員いきいきサークル活動、地域のつどい費用として 130 万円を計上します。

② 地域 ACT まちづくり基金

地域 ACT 活動費として 222 万円を計上します。

③ ACT コミュニティ活動応援基金

ワークス・まちの縁がわへの家賃助成 26 万円、まちの縁がわ部門 100 万円、居場所づくり部門 100 万円を計上します。

④ ワークス連携

連携するたすけあいワークス連合の、事業サポートの業務委託契約料収入 25 万円を計上します。たすけあいワークス連合の事務局委託整理に伴い 2019 年度より大幅に減額となっています。

事務委託収入として ACT・人とまちづくりの事業サポート 13 万円を計上します。

(2) ACT つながるケア(自立援助サービス事業)

事業収入 615 万円のうち、利用料の 5.5% として 420 万円、「ACT が行なう「ACT つながるケア」」の収入 195 万円を計上します。

(3) アビリティ共済(少額短期保険)

保険料収入は 6,215 万円、保険金は 2,000 万円を計上します。祝金(出産・長寿)として 150 万円を計上します。ACT 運動グループの共済取次店手数料 140 万円、募集人の活動実費弁償費 60 万円を計上します。法定準備金として支払備金繰入額 700 万円、責任準備金繰入額 2,100 万円、契約者配当準備金 287 万円を計上します。保障改定によるシステム改修費用 3,058,550 円の減価償却費 458,782 円を計上します。

(4) 生活自用品供給

190 万円の事業収益を目指します。

(5) 人材育成および啓発

まちの相談パートナー養成講座、公開講座の非会員の受講料を事業収益に計上します。

(6) 成年後見

継続利用 2 名と新規 1 名の利用料・契約料 61 万円を事業収益に計上します。

指定正味財産の部

コミュニティ活動応援基金への寄付金 50 万円を目指し、地域 ACT とコミュニティ活動応援基金の助成と経費を 465 万円計上します。

① ACT 顧問

ACT と ACT 運動グループの活動を支援する専門家として顧問契約を継続します。

* 弁護士 山縣史也氏

* 税理士 福井由紀子氏

* 特定社会保険労務士 曾布川哲也氏

② 各事業の予算は、当該固有の支出を除く共通経費につき、コミュニティ 23%、ワークス連携 5%、自立援助サービス 10%、少額短期保険 50%、生活自用品 1%、人材育成 3%、後見事業 1%、管理部門 7% を基本に按分計上しています。

③ 役員報酬について

理事長 182 万円、副理事長 2 名 268 万円、専務理事 396 万円、合計 846 万円を計上します。

第 3 号議案 2024 年度 借入金最高限度額について

2024 年度事業計画を実施するにあたり、借入金の最高限度額を 3,000 万円とします。

第 4 号議案 議案決議効力発生について

各号の決議の本旨に反しない範囲での字句修正を、理事会に委任して下さるよう提案します。



ACT 会員のための「ライフプラン講座」を開催



まちの相談パートナー養成講座（ハイブリッド開催）

用語説明

* 1 P4 [地域 ACT]

第 4 次中・長期計画プロジェクトでは、地域の活動に参加し活躍したい ACT 会員のニーズを受け止め、会員が主体的に参加できるしくみ「地域 ACT」の必要性が議論され、自治体ごとに創ることを目指す答申が出た。ACT 会員によるゆるやかな組織体として、身近な会員同士がゆるやかにつながりたすけあうしくみを考えるほか、ACT 運動グループの共同企画、アビリティ共済の加入推進、「地域のつどい」等を通じた会員や地域の人たちとの交流等を展開する。2024 年 3 月末現在地域 ACT は杉並区、江戸川区、世田谷区、豊島区、小金井市、小平市、国分寺市、町田市、武蔵野市の 9 地域にあり、大田区に地域 ACT 準備会が設立された。

* 2 P4 [ACT 運動グループ]

ACT 安心ネットワーク構想 (ACT 会員だけでなく市民も一緒に皆が力を出し合い、誰もが自分らしく暮らし続けることが出来るたすけあいのまちづくり) の実現に向けて、アビリティクラブたすけあい、地域の拠点となるたすけあいワーカーズ、ACT・人とまちづくり、ワーカーズ・まちの縁がわが連携し、それぞれの活動の充実とともに、地域への発信や活動をしていく集まり。

* 3 P5 [ほっとスペース]

2011 年 3 月にほっとスペース構想が出された。生活クラブ生協のボランティアネットワーク構想と ACT の居場所づくりの活動を合わせて、(1) 人と人をつなぎ情報をつなぎ地域をコーディネートする (2) 誰もが出入り自由のまちの「ほっとスペース」をつくる (3) 人との出会いや交流を通して、気軽に相談できるまちの機能になることを目的としている。

* 4 P5 [総合事業サービス B]

介護保険制度における総合事業 (介護保険法では、「介護予防・日常生活支援総合事業」という) は、市区町村が中心となって、介護事業者のみならず地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、要支援 1, 2 等の方に多様なサービスを提供することで、地域の支え合いの体制づくりをすすめるもの。訪問型と通所型などがあり、それぞれ緩和した基準によるサービス A と住民主体によるサービス B がある。要介護 1, 2 までこの総合事業に移行させる案は、対象者に認知症が多いことや受け皿の不足といった課題もあり 2024 年の介護保険制度改定において見送りとなった。受け皿となる事業者や団体の参入状況は自治体によって開きがあり、厚生労働省は「介護予防・日常生活支援総合事業の充実に向けた検討会」を設け、受け皿の整備等の検討を行なっている。

* 5 P5 [地域協議会]

生活クラブ運動グループは、行政区ごとに集まって「地域協議会」を組織している。環境を考える学習会や調査活動、行政への意見提出活動など、違う分野の事業

や運動体が連携してできるまちづくりを実行している。地域協議会には生活クラブ生活協同組合、たすけあいワーカーズ、東京ワーカーズ・コレクティブ協同組合、生活者ネットワークなど地域にある生活クラブ運動グループの団体が参加している。

* 6 P5 [市民版地域福祉計画]

各自治体に組織されている生活クラブ運動グループ地域協議会が、生活クラブ運動グループ・インクルーシブ事業連合からの「安心の地域」の設計図を描こう！という呼びかけで策定を進めている市民による市民のための地域福祉の計画。高齢者や子ども、障がい者など社会的弱者が孤立しないための地域づくりが重要と考え、そうした地域福祉を「共に生きる地域づくり」と幅広くとらえる。それぞれの団体は地域に拠点を持ち、地域の人々が運営することにこだわり、「地域」をキーワードに、人や物、情報、金を循環させながら市民主体のまちづくり型福祉を実践するための基本となる計画。

* 7 P6 [生活クラブ運動グループ・インクルーシブ事業連合]

生活クラブ運動グループは、地域に必要な社会機能を市民主体で事業として生み出してきた。市民が自治しながら問題解決の幅を広げ、広い意味での「地域福祉」を進めている。地域でたすけあえるつながりをたくさんつくるのが重要であり、新たな機能づくりは人々の関係性を広げることにつながっている。そのための中間支援機能を担うのがインクルーシブ事業連合である。「インクルーシブ」とは、異質なものが交じり合って美しい様相を示す状態のことであり、高齢者や外国人、病気療養中の人、障がいのある人など、どんな状況にあっても社会から排除されることのない地域社会の実現を目指し名付けられた。

* 8 P9 [WNJ]

ワーカーズ・コレクティブネットワークジャパンの略称。1995 年に全国に組織されているワーカーズ連合会がネットワークして、ワーカーズ・コレクティブの社会的評価と法制化の運動を行なうことを目的に発足。毎月 1 回の運営委員会を開催し、2 年ごとに全国会議を開催。

* 9 P31 [ACT 顧問'S]

ACT の理事・監事を担った方に、退任時の総会で「ACT 顧問'S」就任を委嘱。退任後も引き続き豊富な経験、専門性をもって ACT の活動を支援していただくことを目的とする。「顧問'S」には市民・公共・良識を意味する「common」の言葉をかけ合わせている。

財務諸表の注記

1. 重要な会計方針
財務諸表の作成は、NPO 法人会計基準（2017 年 12 月 12 日最終改正 N P O 法人会計基準協議会）によっています。

- 棚卸資産の評価基準及び評価方法
棚卸資産は最終仕入原価方式によっています。
- 固定資産の減価償却の方法
有形固定資産は、法人税法の規定に基づいて定率法で償却をしています。
無形固定資産は法人税法の規定に基づいて定額法で償却しています。
- 消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は、税込経理方式によっています。

2. 事業別損益の状況
事業別損益の状況は以下の通りです。

科 目	まちづくり			生活自助品	人材育成および啓発	成年後見	事業部門計	管理部門	合計	予算 対比 (%)
	コミュニティ	地域 A C T まちづくり 基金	ACT コミュニティ活動 応援基金助成							
I 経常収益										
1. 受取会費	4,730,560				1,626,130	739,150	10,348,100	4,434,900	14,783,000	96.5
年会費	11,480				3,280	2,050	27,060	13,940	41,000	82.0
賛助会費										
2. 受取寄付金	6,375,686						6,375,686		6,375,686	91.1
受取寄付金							2,123,365		2,123,365	33.2
受取寄付金振替額	36,190	709,191	1,414,174	1,569,649	275,800	481,500	72,919,326		72,919,326	96.8
3. 事業収益										
4. 戻入額										
少額短期保険支払備金戻入額				6,655,764			6,655,764		6,655,764	95.1
少額短期保険責任準備金戻入額				21,069,478			21,069,478		21,069,478	100.3
少額短期保険契約者配当準備金戻入額				6,020,880			6,020,880		6,020,880	100.3
5. その他収益										
事務委託収入							132,000		132,000	100.0
受取利息	9,042			25,200		6,500	45,116	13,111	13,111	262.2
雑収入								84,748	129,864	216.4
経常収益計	11,162,958	709,191	1,414,174	1,594,849	1,905,210	1,229,200	125,716,775	4,546,699	130,263,474	94.2
II 経常費用										
(1) 人件費										
役員報酬	3,136,120			84,760	254,280	254,280	7,628,400	847,600	8,476,000	100.2
給料手当	4,322,900		116,000	196,489	589,479	392,985	18,390,105	1,373,464	19,763,569	97.8
協力量スタッフ給与	16,906			734	2,203	1,468	68,367	5,143	73,510	81.7
ケア対価							1,351,235		1,351,235	91.3
法定福利費	1,000,203			43,482	130,457	86,970	4,044,326	304,408	4,348,734	94.5
中退共掛金	107,410			46,700	14,010	9,340	434,310	32,690	467,000	86.5
通勤費	245,138			106,583	31,970	21,312	991,239	74,603	1,065,842	104.5
福利厚生費	30,357			1,318	3,958	2,638	122,755	9,238	131,993	88.0
人件費計	8,859,034	0	116,000	342,107	1,026,357	768,993	33,030,737	2,649,146	35,679,883	97.6
(2) その他経費										
保険金（アビリティ共済）										
少額短期保険契約者支払配当金				14,782,293			14,782,293		14,782,293	87.0
少額短期保険支払備金繰入額				5,923,920			5,923,920		5,923,920	98.7
少額短期保険責任準備金（普通・異常危険）繰入額				4,476,526			4,476,526		4,476,526	64.0
少額短期保険年払返戻金				28,494,479			28,494,479		28,494,479	109.6
アビリティ共済祝金				10,565,989			10,565,989		10,565,989	176.1
ACT コミュニティ活動応援基金助成				171,790			171,790		171,790	245.4
コミュニティ活動推進費			1,296,000	1,060,000			1,060,000		1,060,000	88.3
共済取次店手数料	1,058,177	709,191					1,767,368		1,767,368	47.4
売上原価							1,176,445		1,176,445	90.5
業務委託費	83,644			3,635	10,908	3,635	3,793,863	25,456	1,112,036	85.5
事務委託費	68,330			847,097	8,908	2,965	3,819,319	20,791	3,819,319	106.1
加入推進手数料	21,965			955	2,865	955	1,089,210	6,685	1,089,210	99.6
調査研究費	15,804			348	1,044	348	88,815	6,685	95,500	80.3
顧問料	283,504			998,200	1,044	348	122,584	2,436	125,020	94.0
諸謝金	40,590			506,312	10,120	10,120	941,676	70,876	1,012,552	99.3
理事実費弁償費	425,850			34,254	506,413	167,298	765,077		765,077	104.0
特定活動会員実費弁償費	626,867			460,750	189,385	135,795	1,360,500	593,000	1,953,500	102.8
印刷・広報費	46,016			279,500	80,864	26,951	279,500		279,500	69.9
旅費交通費	637,934		2,174	1,450,821	40,698	37,341	3,028,570	188,690	3,217,260	89.2
通信運搬費	60,260			243,667	1,601	37,341	395,582	36,907	432,489	113.8
器具備品費	27,909			1,789,234	84,393	72,464	3,240,984	195,416	3,436,400	88.6
消耗品費	209,030			20,960	7,860	2,620	243,660	18,340	262,000	74.2
保守・修繕費	109,145			257,538	5,845	3,703	309,092	63,613	335,219	65.0
水道光熱費	977,072			2,147,361	9,081	9,081	2,538,131	63,613	2,601,744	107.5
地代家賃	231,719			37,960	14,231	4,740	441,362	33,214	474,576	71.9
賃借料	54,877			339,848	69,981	42,472	3,950,796	297,364	4,248,160	99.7
減価償却費				79,690	499,733	9,958	983,505	135,126	1,118,631	80.7
保険料	26,680			606,675	7,157	2,385	709,267	16,701	725,968	100.0
諸会費				376,000	3,480	14,000	29,360	166,540	195,900	75.6
租税公課				1,150		1,160	425,880	8,120	434,000	98.0
支払手数料	29,401			1,150		1,100	2,250	39,400	41,650	59.5
雑費	5,719			119,226	3,831	1,712	174,720	12,134	186,854	84.9
渉外費	5,933			12,444	745	248	23,131	1,739	24,870	48.8
雑損失				5,304	3,186	104	16,215	739	16,954	89.2
その他経費計	5,046,426	709,191	1,298,174	82,566,031	1,228,867	563,895	95,792,085	1,959,414	97,751,499	96.1
経常費用計	13,905,460	709,191	1,414,174	98,146,812	2,253,224	1,332,888	128,822,822	4,608,560	133,431,382	96.5
当期経常増減額	△ 2,742,502	0	0	0	△ 348,014	△ 103,688	△ 3,106,047	△ 61,861	△ 3,167,908	3167908

(単位：円)

3. 使途等が制約された正味財産の内訳は以下の通りです。当法人の正味財産は107,641,343円ですが、そのうち88,366,372円は下記のように使途が特定されています。したがって、使途の制約されていない正味財産は19,274,971円です。

内 容		期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	備 考
ACT コミュニティ活動応援基金への寄付			226,560	226,560	0	ACT コミュニティ活動応援基金に繰入
合 計		0	226,560	226,560	0	

(単位：円)

(2) 正味財産の部内訳

内 容	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	備 考
地域ACTまちづくり基金	11,720,984	94,188	709,191	11,105,981	(増加) 余剰分返金(減少)8ヶ所に助成
ACT コミュニティ活動応援基金	14,483,819	226,560	1,414,174	13,306,205	(増加額)ご寄付59件 (減少額)助成7団体、諸経費
少額短期保険事業留保金	10,000,000			10,000,000	
少額短期保険事業安定積立金	53,954,186			53,954,186	
その他の正味財産	22,512,880		3,237,909	19,274,971	
合 計	112,681,869	320,748	5,361,274	107,641,343	

(単位：円)

4. 固定資産の増減内訳
固定資産の増減は以下の通りです。

科 目	期首取得価額	取得	減少	期末取得価額	減価償却累計額	期末帳簿価額
有形固定資産						
内部造作	1,572,670			1,572,670	△ 311,925	1,260,745
建物付属設備	1,702,448			1,702,448	△ 344,759	1,357,689
器具備品	372,000		1	371,999	△ 371,999	0
合 計	3,647,118	0	1	3,647,117	△ 1,028,683	2,618,434
無形固定資産						
ソフトウェア	10,145,520	2,436,850		12,582,370	△ 10,673,504	1,908,866
合 計	10,145,520	2,436,850	0	12,582,370	△ 10,673,504	1,908,866
投資その他の資産						
少額短期保険事業供託金	14,000,000			14,000,000		14,000,000
差入保証金	900,000			900,000		900,000
合 計	14,900,000	0	0	14,900,000	0	14,900,000
総合計	28,692,638	2,436,850	1	31,129,487	△ 11,702,187	19,427,300

(単位：円)

5. 少額短期保険支払備金増減内訳
少額短期保険支払備金増減内訳は以下の通りです。

科 目	期首残高	当期増加	当期減少	期末残高
少額短期保険支払備金	6,655,764	4,476,526	6,655,764	4,476,526

(単位：円)

6. 少額短期保険契約者配当準備金内訳
少額短期保険契約者配当準備金増減内訳は以下の通りです。

科 目	期首残高	当期増加	当期減少	期末残高
少額短期保険契約者配当準備金	6,020,880	10,565,989	6,020,880	10,565,989

(単位：円)

7. 少額短期保険責任準備金(普通・異常危険)増減内訳
少額短期保険責任準備金(普通・異常危険)増減内訳は以下の通りです。

科 目	期首残高	当期増加	当期減少	期末残高
少額短期保険責任準備金(普通・異常危険)	21,069,478	28,494,479	21,069,478	28,494,479

(単位：円)

<資料編>

● 2023 年度基礎自治体別組織状況

ワーカー No.	自治体名	会員数	共済人数	団体名	設立年月	W.coメンバー数	ワーカー No.	自治体名	会員数	共済人数	団体名	設立年月	W.coメンバー数			
1	練馬区	545	170	ふろしき	1992.11	57	30	小平市	122	33	らいふえいど	1998.1	25			
18				エブロン	1994.9	95	58				まちの縁がわちっちゃいおうち	2016.4	15			
33				むすび	1999.6	34					小平 A C T	2022.3				
2	世田谷区	211	44	ゆりの木	1992.12	23	32	大田区	101	26	ビオラ	1998.3	20			
				世田谷 A C T	2021.2		34				武蔵野市	133	17	どんぐり	2001.10	32
3	町田市	324	90	町田	1993.2	78	35	足立区	42	16	武蔵野 A C T	2021.1				
63				まちの縁がわ小山田桜台	2020.7	15	37				国分寺市	141	25	つみき	2003.2	15
				町田 A C T	2020.11						38	立川市	134	39	風ぐるま	2004.4
5	東村山市	246	52	ぼけっと	1993.2	23	39	品川区	64	11	国分寺 A C T	2020.11				
36				ぼけっと富士見	2004.3	29	43				中野区	81	31	パステル	2005.3	19
51				まちの縁がわ本町	2011.12	6	44				八王子市	153	52	たんぼぼ	2006.6	14
7	北区	104	53	ひよこ	1993.4	21		豊島区	16	3	Next	2016.6	17			
8	西東京市	261	80	ハミング	1993.5	51		江東区	15	2	バードハウス	2020.3	10			
66				まちの縁がわそよかぜ	2023.6	11		千代田区	4	1	豊島 A C T	2022.8				
57				まちの縁がわ木々	2015.5	8		渋谷区	7	3						
9	狛江市	165	34	なかよし	1993.9	38		目黒区	11	7						
10	小金井市	192	44	ほっとわあく	1993.10	40		港区	8	2						
60				まちの縁がわわ・おん	2016.9	14		新宿区	11	2						
				小金井 A C T	2020.3			葛飾区	2	1						
11	多摩市	150	56	つむぎ	1993.11	33		荒川区	7	2						
12	三鷹市	170	45	こもれび	1993.12	54		墨田区	4	2						
14	国立市	115	45	すてつき	1994.4	18		台東区	8	2						
52				まちの縁がわ立国	2012.1	12		中央区	6	5						
19	東大和市	71	15	あくしゅ	1994.12	14		調布市	86	35						
21	昭島市	147	36	大きなかぶ	1995.3	40		日野市	58	30						
56				まちの縁がわ朝日町	2014.6	14		青梅市	18	6						
26	板橋区	135	43	あやとり	1996.3	40		東久留米市	15	5						
53				まちの縁がわ前野	2012.3	6		武蔵村山市	29	17						
27	江戸川区	138	46	もも	1996.3	34		清瀬市	2	0						
				江戸川 A C T	2021.9			稲城市	26	4						
28	杉並区	268	79	さざんか	1996.3	48		福生市	4	1						
55				まちの縁がわなかまの家	2013.10	23		羽村市	2	0						
64				まちの縁がわ上井草	2021.3	13		瑞穂町	2	0						
				杉並 A C T	2020.1			あきる野市	1	0						
29	府中市	286	101	ぼ♥ぼ	1996.5	33		その他地域(都内)	0	0						
65				まちの縁がわテラツア	2021.3	5		その他地域(都外)	178	135						
				合計		1,131		合計	5,038	1,552			1,131			

● 過去 3 年の実績

	2023 年度	対前年度比	2022 年度	対前年度比	2021 年度
年度末会員数	5,038 人	96.6%	5,215 人	97.6%	5,343 人
総事業高	72,919,326 円	99.5%	73,318,700 円	100.0%	73,341,778 円
A C Tつなげるケア(自立援助サービス事業)活動時間	29,544 時間	97.2%	30,385 時間	97.5%	31,152 時間
A C Tつなげるケア(自立援助サービス事業)延べ利用者	5,028 人	96.1%	5,230 人	101.8%	5,137 人
A C Tつなげるケア(自立援助サービス事業)事業高	5,920,297 円	113.5%	5,214,345 円	118.5%	4,398,690 円
たすけあいワーカーズ数	29 団体	90.6%	32 団体	100.0%	32 団体
たすけあいワーカーズメンバー数	989 人	92.1%	1,074 人	93.7%	1,146 人

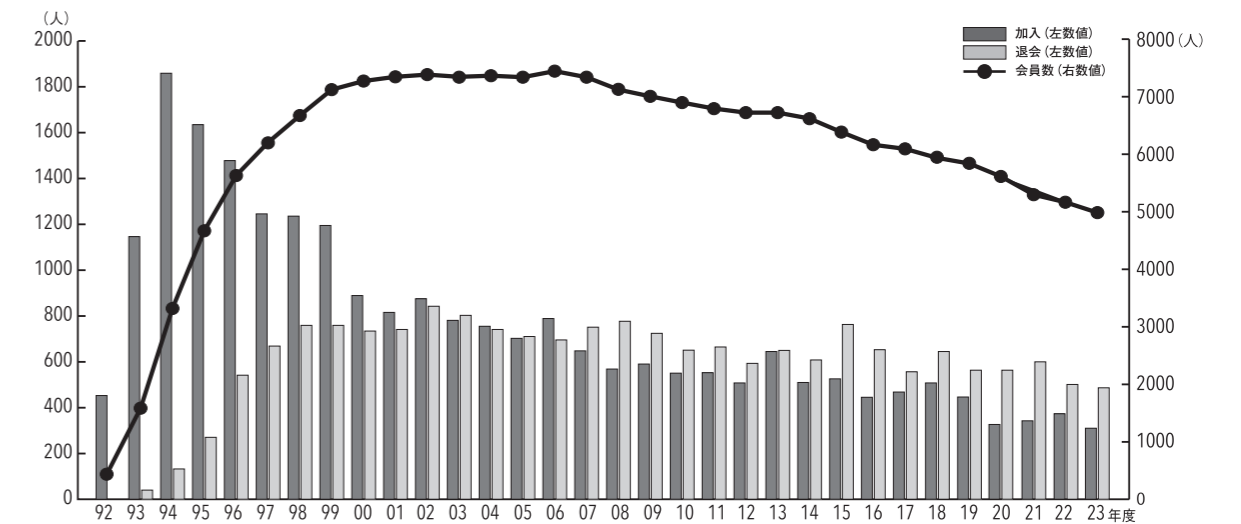
※ A C Tつなげるケア(自立援助サービス事業)事業高は A C Tの手数料収入(5.5%)の合計と、A C Tが行なう A C Tつなげるケアの事業高の合計です。

● 加入の実績

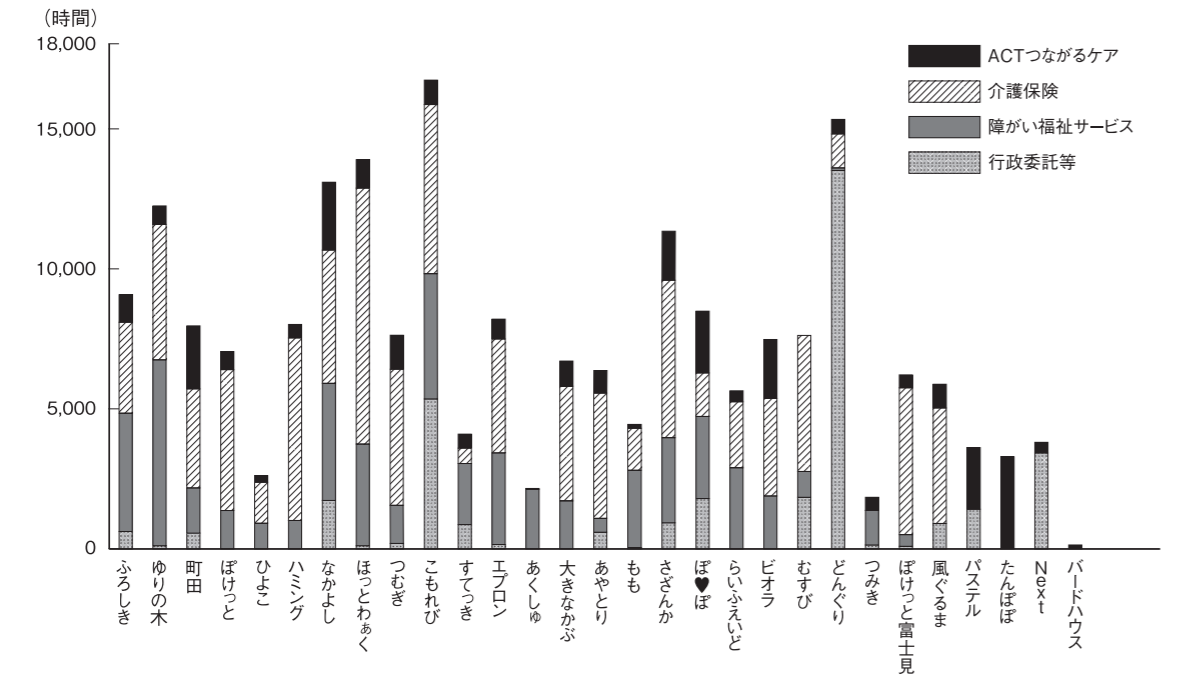
単位：人

	2023年度実績	2023年度計画	対計画比	対前年度比	2022年度実績
期首会員数	5,215	5,215	-	97.6%	5,343
加入人数	318	450	70.7%	83.2%	382
退会人数	495	450	110.0%	97.1%	510
差引	▲ 177	0	-	138.3%	▲ 128
年度末会員数	5,038	5,215	96.6%	96.6%	5,215

● A C T 会員年度別推移表



● 2023 年度たすけあいワーカーズ別事業時間数一覧

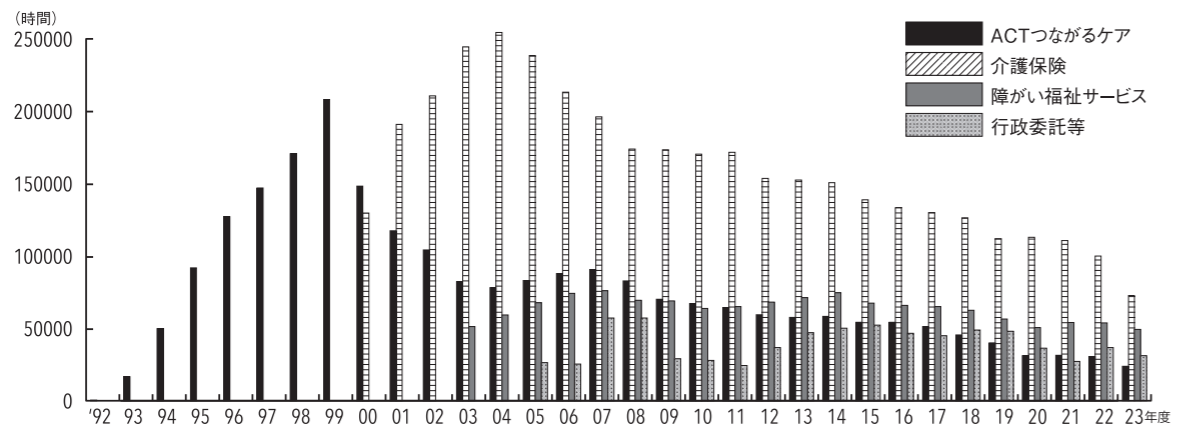


ワーカーズ名	ACT つながるケア	介護保険	障がい福祉 サービス	行政委託等
ふろしき	994.00	3,181.00	4,295.00	613.75
ゆりの木	668.50	4,825.73	6,721.00	72.00
町田	2,298.00	3,513.75	1,658.00	522.00
ぼけっと	681.50	5,016.50	1,361.00	10.00
ひよこ	254.50	1,425.50	931.00	0.00
ハミング	513.50	6,518.76	982.60	36.25
なかよし	2,419.00	4,752.64	4,259.00	1,703.00
ほっとわあく	1,035.50	9,141.02	3,702.50	70.00
つむぎ	1,218.00	4,843.30	1,423.00	183.00
こもれび	867.00	6,066.00	4,503.00	5,351.00
すてっき	522.00	544.75	2,167.00	872.00
エプロン	734.00	4,039.30	3,291.80	155.00
あくしゅ	77.50	0.00	2,106.50	0.00
大きなかぶ	925.78	4,067.09	1,736.57	0.00
あやとり	830.0	4,427.00	501.00	621.00

ワーカーズ名	ACT つながるケア	介護保険	障がい福祉 サービス	行政委託等
もも	145.50	1,493.50	2,775.50	38.50
さざんか	1,715.67	5,706.52	3,030.08	914.00
ぼ♥ぼ	2,197.50	1,549.74	2,964.33	1,789.50
らいふえいど	379.75	2,382.00	2,909.25	0.00
ビオラ	2,117.00	3,496.00	1,897.00	0.00
むすび	0.00	4,887.79	918.85	1,825.85
どんぐり	538.30	1,194.50	84.10	13,584.00
つみき	496.00	0.00	1,216.50	140.00
ぼけっと富士見	510.00	5,220.25	436.50	86.50
風ぐるま	902.50	4,162.75	0.00	852.00
パステル	2,216.50	0.00	0.00	1,388.50
たんぼぼ	3,283.50	0.00	0.00	0.00
N e x t	383.50	0.00	0.00	3,454.97
バードハウス	59.50	0.00	0.00	0.00
合 計	28,984.00	92,455.39	55,871.08	34,282.82

※町田の介護保険事業には小規模多機能の時間数を含みません

● 事業別時間数推移



● 2023 年度 ACT が実施した研修・講座一覧

研修名	開催日	テーマ	講師	参加数	
公開講座	3/9	思春期・青年期の子どもが安心して育つために	田中哲氏 (児童精神科医)	31	
市民後見人養成講座	2/16	成年後見制度の概要とその必要性	藤原孝公氏 (東京都社会福祉協議会地域福祉部権利擁護担当総括主任)	17	
	2/18	対象者への理解	古山友香氏 (精神保健福祉士)	18	
	2/19	成年後見人の活動の実際	土井雅生氏 (NPO 法人成年後見なのはな理事長)	17	
	2/21	市民後見人として知っておきたい社会制度や地域資源	藤澤美樹氏 (ACT 成年後見事業運営委員・社会福祉士)	17	
養成講座基礎講座	7/3	コミュニティケアとACT 安心ネットワーク構想	豊泉惣子 (ACT 理事長)	17	
	7/20	支え合う結びあう人たち	内山節氏 (NPO 法人森づくりフォーラム代表理事)	28	
	7/26	利用者のニーズを理解する	檜谷照子氏 (保健師)	18	
	8/2	相談、支援のためのコミュニケーション	梅本和比己氏 ((一社) メンタルヘルス協会代表理事)	16	
コーディネーター養成講座専門講座	8/17	障がいを持つ人への理解と地域支援のあり方	古山彩花氏 (自立生活をめざす障がい当事者)	18	
	8/24	精神障がいの人への理解と接し方	春日武彦氏 (精神科医師)	19	
	8/31	子育て支援の意味とサポートのありかた	吉田朋子氏 (NPO 法人ワーカーズ・コレクティブちろりん村事務局長)	14	
	9/4	認知症の病気の理解	古田伸夫氏 (浴風会病院認知症疾患医療センター長 精神科医師)	14	
	9/6	ケアを長く続けるために	末安民生氏 (佛光大学保健医療技術学部教授)・香丸眞理子氏 (ACT 運動グループ)	20	
	9/13	身体の機能と介護技術	樽古行弘氏 ((一社) JWC リハビリテーションマネジメント協会作業療法士)	15	
	9/29	援助計画の立て方	豊泉惣子 (ACT 理事長)	17	
	まちの相談パートナー養成講座専門講座	10/6	精神疾患に含まれない心の障がいへの理解	春日武彦氏 (精神科医師)	24
		10/12	認知症本人と家族をささえる	ACT SPSD 研究会 香丸眞理子氏	13
10/18		現在の子育て事情 / 地域の子育て支援	小原聖子氏 (NPO 法人ゆったりーの前代表理事)	10	
11/1		発達障がいの理解	星山麻木氏 (明星大学教育学部教授)	15	
ケア者ベーシック講座	11/8	まちの機能 ほっとスペース構想	まちの縁がわ東京	11	
	1/24	調理・お掃除	ACT 副理事長 伊藤裕重	5	
ケア者スキルアップ研修	1/29	調理・お掃除	ACT 理事 今澤てる子	5	
	9/19	発達障がいの移動支援	林田道子氏 (NPO 法人 I am OK の会)	36	
出前介護技術研修	10/7	「さざんか」椅子から車いすへの移乗 / 車いす移動介助 / 外出前の衣類の着脱	ACT 在宅介護研究会	13	
	11/25	「あやとり」入浴介助 / 歩行介助つえ	ACT 在宅介護研究会	15	
事務局研修	5/17	メンタルヘルス研修	長部ひろみ氏 (特定社会保険労務士、精神保健福祉士、シニア産業カウンセラー)	15	
	11/22	クレーム対応研修	梅本和比己氏 ((一社) メンタルヘルス協会代表理事)	25	

● 2023 年度 ACT たすけあいワーカーズ・コレクティブ連合が実施した研修・講座一覧

たすけあいワーカーズ新人研修	9/28	「たすけあいワーカーズ新人研修」	・ACTについて 講師:豊泉惣子 ・アビリティ共済について 講師:鶴島佳子、菊地成子	9
	10/18	「たすけあいワーカーズ新人代表研修」	・「たすけあいワーカーズ連合となった経緯」 海老沢節子氏 ・「代表者になって」土田さち子氏	11
事務局長研修	11/15	個人情報保護法について	特定非営利活動法人情報公開クリアリングハウス理事長 三木由希子氏	28
訪問介護事業部会	7/13	ターミナルケアにおける医療との連携とケア者ケアについて	長尾洋江氏 (ダスキンホームインステッド事業部顧問)	29
	11/16	メンタルヘルスケアのためのコミュニケーション	(介護労働安定センター派遣の専門家による講習会)	19
障がい福祉サービス事業部会	11/9	精神障がい者の理解について	花形朗子氏 (地域生活支援センターあさやけ)	15
子育て支援事業部会	6/14	ゴードンメソッド ミニワーク ~心通い合う「聞き方・話し方」~	山崎しょう子氏 (親業インストラクター)	13

合計 35 講座 607 名

●まちの縁がわ

ほっとスペース名	運営主体	稼働日数	ほっとサービス件数	相談人数
本町	東村山・ワーカーズ まちの縁がわ 本町	188	126	7
ほっとスペース かふえカサムシカ	ワーカーズ・まちの縁がわ 国立	290	133	24
ココアいま	板橋・ワーカーズ まちの縁がわ 前野	253	56	6
ほっとスペース成田西 なかまの家	杉並・ワーカーズ まちの縁がわ なかまの家	162	1	5
ここっちゃん	昭島・ワーカーズ まちの縁がわ 朝日町	129	138	7
木・々	西東京・ワーカーズ まちの縁がわ木・々	283	0	180
ちっちゃいおうち	小平・ワーカーズ まちの縁がわ ちっちゃいおうち	96	0	0
わ・おん	小金井・ワーカーズ まちの縁がわ わ・おん	231	0	0
さくらさくら	町田・ワーカーズ まちの縁がわ小山田桜台	325	176	12
すてっぷ&すきっぷ	杉並・ワーカーズ まちの縁がわ上井草	238	1,038	0
テラツァ	府中・ワーカーズ まちの縁がわテラツァ	262	0	10
そよかぜ	NPO 法人 ACT 田無 たすけあいワーカーズそよかぜ	189	150	0

※そよかぜは6月からの実績を示しています。

※ワーカーズ・まちの縁がわが地域で担う3つの機能の実績を表示しました。

〈稼働日数〉常設している居場所機能

〈ほっとサービス件数〉暮らしで困ったときのちょっとした支援の機能

〈相談人数〉気軽に「身近な相談」ができることの機能



まちの縁がわ本町(東村山市)
10周年行事にたくさんの方が
来訪しました

まちの縁がわなかまの家(杉並区)
地域の教会で10周年行事を行な
いました



●2023 年度地域のつどい実施一覧(2023.4～2024.3)

自治体名	ワーカーズ名	開催日	テーマ	参加人数
練馬区	エプロン	6/11	地域に開かれた集い「池山由香アルパコンサート」	96
杉並区	杉並ACT	7/8	認知症になっても安心して暮らせるまちに♡ みんなのスタート集会	53
東村山市	ぼけっと	8/1	ぼけっと30周年を祝う	47
小平市	小平ACT	10/11	小平ACT地域のつどい(DVD観る会 「ぼけますから、よろしくお願ひします」)	38
西東京市	ハミング	11/5	地域のつどい「認知症への理解」	62
小金井市	ほっとわあく	11/6	介護保険、来年の制度改定で何がかわるの?	29
杉並区	なかまの家	11/9	10周年記念「地域の集い」	128
北区	ひよこ	11/11	北区の自然と文化に触れながら交流を図る	17
板橋区	あやとり	11/11	あやとり周辺散歩(地域を知ろう 歩こう会) ガイドさんの案内付き	20
三鷹市	こもれび	11/11,12	筋トレとヨガとフリーマーケット	100
昭島市	大きなかぶ	11/18	講師 宝井一凜先生 講演会	37
国立市	すてっき	11/26	人とつながる 地域でつながる	50
足立区	つみき	12/16	フラワーアレンジメント講座(パート1)	32
足立区	つみき	12/22	みんなで作ってごはんをたべよう!	36
府中市	ぼぼ	1/27	寒さに負けない!ストレッチ健康体操	22
足立区	つみき	2/24	フラワーアレンジメント講座(パート2)	35
練馬区	むすび	3/2	多世代で楽しむ音楽会	35
中野区	N e x t	3/8,29	歌って踊ってボイストレーニング ～プロに学ぶ発声。姿勢も話し方も変わるかも?!～	20
東村山市	ぼけっと富士見	3/10	痛み緩和 体操&ストレッチ	19
杉並区	さざんか	3/16	ACT会員の集い・地域交流会	60
立川市	パステル	3/29	大人の自転車交通安全講座	17

合計 22回 953名



いきいきサークル「聴く絵本の会」



地域のつどい
「みんなで作ってごはんをたべよう!」

● 2023 年度 いきいきサークル一覧（活動地域のアイウエオ順）

サークル名	活動内容	活動地域
もりのうえサロン	親睦、軽体操	昭島市
ラディッシュの会	親睦	昭島市
つみきクラブ	軽体操・アロマ	足立区
つみき HANDOMEIDO クラブ	リボン編み手芸	足立区
いきいき荒川	多世代間の交流、茶話会、料理教室等	荒川区
おしゃべりココア	食事&おしゃべり	板橋区
玄米サークル	玄米正食の調理および食事	板橋区
みんなでチクチク	手芸（こぎん刺しなど）とお茶会	板橋区
あなたにあわせたパソコンサークル	パソコン学習	江戸川区
大人の読書サークル	読書会	江戸川区
ギャザリングヨガ	ヨガ	江戸川区
自然と親しむお散歩会	身近な自然に親しむ	江戸川区
リラックスヨガ	ヨガ	江戸川区
輪楽時の会	手芸、塗り絵、歌&おしゃべり	江戸川区
のびのび子ども広場の会	子どもの居場所	青梅市
ピオラ 親子ひろば	親子のくつろぎ場	大田区
いきいきサークルピノキオ	編み物・小物づくり	北区
絵手紙を楽しむ会	絵手紙	北区
ぶち・ぶらっと	散策	北区
手芸サークル	手芸	国立市
手のひら edit	手作業（書道、作り変え）	小金井市
ぼちぼち・ゆっくり・体を動かそう会	体操と交流	小金井市
にんじんの会	料理会	小平市
なかよしクラブ	居場所づくり	狛江市
フローリストなかよし	フラワーアレンジメント	狛江市
絵本ひろば	絵本ひろば	杉並区
さざんか劇団	人形劇団	杉並区
さざんかフリマ倶楽部	フリーマーケット	杉並区
アロマとウェルネスライフ会	アロマで健康増進	世田谷区
いきいき太極拳サークル	太極拳	世田谷区
手芸の会	手芸・地域交流	世田谷区
小学生のための学習室	小学生の学習支援、居場所	世田谷区
書の会	書道	世田谷区
すこっぴサロン	親子サロン	世田谷区
地域の介護を考える会	介護の話を通じ地域のつながりを広げる	世田谷区

サークル名	活動内容	活動地域
二人静	月2回お茶のお稽古を開催	世田谷区
手作りサークル どんぐり	小物作り	立川市
つむぎ「大人の塗り絵」	塗り絵	多摩市
つむぎ「手芸クラブ」	手芸とおしゃべり	多摩市
季節のアロマテラピー（豊島）	アロマテラピー	豊島区
aroma café	アロマの基礎と活用法をアロマ・セラピストから学ぶ	中野区
アロマから地球の暮らしを考える	アロマ、SDGs を学ぶ	西東京市
そよかせ手作りの会	手芸	西東京市
モアニフラスターズ	フラダンスの基礎	西東京市
生き生きサークル・ヨーガ	ヨガ	練馬区
聴く絵本の会	絵本の朗読	練馬区
布の会	古布の再利用	練馬区
パソコンサークル	パソコン学習	練馬区
ふろしき植栽倶楽部	ガーデニング	練馬区
大人の絵本等の読み聞かせ	絵本読み聞かせ	東村山市
ちくちくあみあみサークル	編み物	東村山市
ふじみ手芸部	手芸、親睦	東村山市
ふじみの森の音楽会	フルート演奏	東村山市
ぼけっとクラブ（ぼけっとランチ）	料理会	東村山市
まちの食事会	料理会	東村山市
一本の糸	編み物	府中市
着物リメイク“ちくちく”	着物リメイク	府中市
なんでも話そうカフェ	おしゃべりの場	府中市
ぶろぼのサロンお茶っこクラブ	手作り・体操・食事	府中市
ぶろぼのサロン親子ひろば	お茶・手遊び・絵本	府中市
森のりんごの木	不登校児の親支援	文京区
エンジョイシニア	ヨガを通して仲間作り	町田市
ぐるんばお料理クラブ	お料理・障がい児支援	町田市
たすけあい小川「グリーンクラブ」	ガーデニング	町田市
にこにこクラブ小川	折り紙	町田市
ちくちく	高齢者向け趣味の交流	三鷹市
ひだまり健康麻雀	健康麻雀	三鷹市
にじいるじかん～ライフスキルを育む性教育～	性教育講座の実施、普及	武蔵野市

計 68 団体

特定非営利活動法人 **アビリティクラブたすけあい** (NPO 法人 ACT) 設立趣旨書

超高齢社会が目前に迫っています。出生率の低下とあいまって、これからの日本の社会は、高齢者が自立して生きることが求められています。また、家族のあり方も変わろうとしています。元気な高齢者が増える反面、家族数の減少は、高齢者が高齢者を介護する老老介護や社会的入院を増加させています。一方、子どもの少ない社会は、活気のないものとなりかねません。子どもが自ら伸びのびと育つ子育て、女性が仕事をもちながら、安心して子どもを産み、育てるための子育てを支援する社会システムが求められています。

このような状況を受けて、政府は、高齢者介護を社会的にすすめるために介護保険制度を導入しました。また、少子化対策として、いわゆるエンゼルプランを実施しようとしています。しかし、在宅介護の基盤は、なお貧弱です。利用する側に立った、きめ細かいサービスがそれが必要とする全ての人いきわたることは期待できません。地域における子育て支援の体制も不十分です。さらに、多様なサービス団体が参入する福祉サービスの質について、市民の立場から点検することも必要です。介護保険制度は市民の協力と支えなしには機能しません。

障がいをもった人もたない人も人間らしく生きられるノーマライゼーションのまちづくりは、市民が自らたすけあいそれを行政が援助するという、市民と行政がそれぞれの役割を果たし、良好なパートナーシップを発展させることによって実現できます。自分たちの生活に必要な知恵としくみを、市民自らがつくる相互支援システムに育てていき、一人ひとりが自立した生活を営むことが求められています。

私たちは、身近な地域に生活する市民の立場から、自ら高齢者介護や子育て支援をすすめるために、1992年に任意団体として「アビリティクラブたすけあい」(略称 ACT) を設立しました。その後7年の間に、会員は6,689名に拡大し、赤ちゃんからお年寄りまでの自立援助サービスをにう「たすけあいワーカーズ」は都内27自治体に33団体、実際にサービスに従事する人は1,269人、年間の自立援助サービス活動総時間は17万時間に達しています。

私たちは、これまでの実績をベースに、今、地域でのたすけあいと介護保険制度とを重層的に組み合わせ、大きく飛躍することが必要であると考えます。これまでの会員対象のサービスを広く社会一般に開き、社会全体のシステムとしていくために、そして自分たちの住む地域で、自立した個人の生き方を尊重し、多様な価値観を大切にしながら、生きていくことをたすけ、たすけられる社会システムを実現するため、特定非営利活動法人として、地域社会に新しいたすけあいの文化を築いていきます。

1999年11月2日

設立趣意書（1992年 アビリティクラブたすけあい設立総会）

世界で最も出生率の低い国である日本は、同時に世界史上類のない超高齢国家へと向けて進んでいます。

戦後日本の成長は、私たちに繁栄と豊かさをもたらしましたが、その豊かさとは、企業社会に代表される生産第一主義、効率化優先に起因する「モノ」の充足と大量消費でした。しかし、その豊かさを謳歌する一方で、失った代償はあまりにも大きなものがあります。

とくに、福祉分野においては、産業政策重視の陰で従来の日本の福祉の含み資産といわれる家族や地域社会の機能に過度の負担を強いる一方で、生産重視の公共投資優先、大都市への一極集中による都市化、農村の過疎化、それにともなう人間関係の希薄化など様々な弊害を引き起こしています。シャドーワークといわれる家庭内労働への過度の依存、各種ボランティアや地域のたすけあい活動の停滞など経済発展が踏み台としてきた代償は、家庭や地域社会を崩壊の危機に招いているといっても過言ではありません。障害者や高齢者福祉における“地域からの隔離”や“寝たきり”の状況はまさにそうした貧しい福祉政策を象徴する事例といえます。

今後、ますます地域社会は変容を遂げていくことは確実です。直系三世大家族の減少と核家族化・小家族化、高齢者や若い男女の単身世帯の増加など地域を取り巻く変化は現在以上に進行することが予想されます。

こうした日本の福祉に関わる課題や問題を解決するには、行政の積極的取組はいうまでもなく、地域に生活する市民の主体的参加が最も重要ではないでしょうか。しかも、単に利益社会的・個人主義的市場原理に委ねるのではなく、地域生活者の主体性と協同によって、地域に問題を解決する力を備えていくことが問われていると考えます。

「仮称・たすけあい生協準備会」は、このような高齢化をはじめさまざまな形で浮上するであろう地域社会の問題を解決していくことをめざしています。その組織形態としては、趣旨に賛同する人が出資、利用、運営するという協同組合方式を採用し、構成員一人ひとりが問題を提起し、おおぜいの力で解決を図っていきます。また同時に、人間の豊かさとは、人間のもつ個々の能力を人間の関係性において表現すること、つまり、人間の“開化”を重要なテーマにします。それは企業から提供されるサービスやモノによって得られる豊かさではない、人々の潜在能力を十分に発揮し、人間の尊厳を基礎にたすけ、たすけられる仕組みをつくりあげていこうというものです。

そこでの運動と事業の進めかたは、担う人と利用する人を分断するやりかたや、単に行政の補完的な役割や下請け的といった受動的対応ではなく、構成員のもつ潜在技能を最大限に引き出し、生かしながら自らがテーマの発案・提起と活動に参加できる多くの機会と場を設定していきます。その内容は身近な生活ニーズに対応するサービスをはじめ、高齢者自らも参画できる趣味・生きがい等の文化の領域にも事業的視野を広げながら、豊かな地域の高齢者型文化の創造をめざしていきます。

特定非営利活動法人アビリティクラブたすけあい 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は特定非営利活動法人アビリティクラブたすけあい（通称NPO法人ACT）という。ただし、登記上はこれを特定非営利活動法人アビリティクラブたすけあいと表示する。

(事務所)

第2条 本会は事務所を東京都中野区に置く。

(目的)

第3条 本会は、市民によるたすけあいの理念に基づき、高齢者その他生活の支援を必要とする人々に対し、介護その他の生活支援、これに関する事業ならびに調査研究、および公共政策の提案を行なうことにより、少子高齢社会において市民が相互に自立し、福祉の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行なう。

- (1) 保健および福祉の増進を図る活動。
- (2) 社会教育の推進を図る活動。
- (3) まちづくりの推進を図る活動。
- (4) 地域安全活動。
- (5) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動。
- (6) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動。
- (7) 子どもの健全育成を図る活動。
- (8) 前各号に掲げる活動を行なう団体の運営または活動に関する連絡、助言または援助の活動。

(事業の種類)

第5条 本会は第3条の目的を達成するための事業として次の事業を行なう。

- (1) まちづくりの推進、市民からの相談、福祉の政策提案に関する事業
 - (2) ワーカーズへのサポートに関する事業
 - (3) 介護、家事、子育て支援などの自立を支援する事業
 - (4) 少額短期保険業に関する事業
 - (5) 福祉用具、衣・食等、生活を豊かにする供給事業
 - (6) 人材育成および啓発、講師派遣、出版等事業
 - (7) 後見に関する事業
 - (8) たすけあう住まい方の支援に関する事業
 - (9) その他第3条の目的達成のために必要な事業
- 2 前項の事業を、同じ理念を持つACT運動グループと提携、協力し推進する。

第2章 会員

(会員の種別)

第6条 本会の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員 本会の目的に賛同して入会した個人。

(2) 賛助会員 本会の目的に賛同し、本会を賛助する意志を持って入会した個人および団体。

(入会および会費)

第7条 本会の正会員になろうとするものは、東京都内に居住する者または勤務する者で、別に定める入会申込書を理事長に提出するものとする。

2 理事長は、前項の申し込みがあったときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、第2項の者の入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

4 会員は理事会において別に定める年会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第8条 正会員が次の各号の一に該当するばあいには、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき

(2) 本人が死亡したとき

(3) 継続して2年以上年会費を滞納したとき

(4) 継続して2年以上住所等不明で連絡が取れないとき

(5) 除名されたとき

(退会)

第9条 正会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

(1) 本会の定款または規則に違反したとき

(2) 本会の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき

2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(会費の不返還)

第11条 本会は、会員がすでに納入した会費は、返還しない。

第3章 役員

(種類および定数)

第12条 本会に、次の役員を置く。

(1) 理事 10人以上 20人以内

(2) 監事 2人以上 3人以内

2 本会は理事長、副理事長、専務理事を置く。副理事長は3人以内とする。

(選任等)

第13条 理事および監事は、役員選挙規約の定めるところにより、総会において正会員のうちから選任する。

2 理事長、副理事長、専務理事は、理事会において理事の互選により定める。

3 法第20条各号のいずれかに該当する者は、本会の役員になることができない。

4 監事は、理事または本会の職員を兼ねることはできない。

(職務)

第14条 理事は、理事会を構成し、この定款の定めおよび理事会の議決に基づき、本会の業務を執行する。

- 2 理事長は、本会を代表し、その業務を統括して管理する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し理事長が業務に支障あるとき理事長の職務を代行する。
- 4 専務理事は、事務局を統轄し、理事会の決定に基づき、理事長および副理事長と協議の上、日常の業務執行を行なう。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行なう。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること
 - (2) 本会の財産の状況を監査すること
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、本会の業務または財産に関し不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会に報告すること
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること
 - (5) 理事の業務執行の状況または本会の財産の状況について、理事に意見を述べること

(任期)

- 第15条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合に限り、定款で定められた任期の末日後最初の社員総会が終結するまでその任期を延長することができる。
 - 3 補欠のため、または増員により選任された役員任期は、前項の規定にかかわらず、それぞれの前任者または他の現任者の残任期間とする。
 - 4 役員は、辞任または任期満了後においても、第12条第1項に定める最小の役員数を欠く場合には、後任者が就任するまでは、その職務を行なわなければならない。

(解任)

- 第16条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。
- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき
 - (2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったとき
- 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

- 第17条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲で報酬を受けることができる。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
 - 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て理事長が別に定める。

第4章 会 議

(会議の種類)

- 第18条 本会の会議は、総会および理事会の2種とし、総会は、通常総会および臨時総会とする。

(会議の構成)

- 第19条 総会は正会員をもって構成する。
- 2 理事会は、理事をもって構成する。
 - 3 監事は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

(会議の権能)

- 第20条 総会は以下の事項について議決する。
- (1) 事業報告および決算の承認
 - (2) 役員を選任または解任、職務および報酬
 - (3) 定款の変更
 - (4) 合併および解散

- (5) 解散した場合の残余財産の処分
 - (6) その他理事会が総会に付すべき事項として議決した事項
- 2 理事会は次の事項を議決する。
- (1) 事業計画および予算並びにその変更
 - (2) 事務局の組織および運営
 - (3) 年会費の額
 - (4) 総会に付議すべき事項
 - (5) 総会の議決した事項の執行に関する事項
 - (6) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(会議の開催)

第21条 通常総会は毎年1回、毎事業年度終了の日から2カ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき
 - (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき
 - (3) 監事が第14条第5項第4号の規定に基づいて招集するとき
- 3 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
- (1) 理事長が必要と認めたとき
 - (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき

(会議の招集)

第22条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号および第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも7日前までに通知を発しなければならない。
- 4 理事会は、理事長が招集する。
- 5 理事長は、前条第3項第2号の場合にはその日から20日以内に理事会を招集しなければならない。
- 6 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面により、開催の日の前までに通知しなければならない。

(会議の定足数)

第23条 総会は正会員の20分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(会議の議決)

- 第24条 総会における議決事項は、第22条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - 3 理事会における議決事項は、第22条第6項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
 - 4 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議での書面表決権等)

- 第25条 各構成員の表決権は、平等なものとする。
- 2 総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面もしくは電磁的方法をもって表決し、または他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
 - 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条の規定の適用については出席したものとみなす。
 - 4 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
 - 5 前項の規定により表決した理事は、前条および次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

6 総会または理事会の議決について、特別の利害関係を有する構成員は、その議事の議決に加わることはできない。

(会議の議事録)

第26条 総会または理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時および場所
 - (2) 総会にあっては正会員総数および出席者数、理事会にあっては理事総数、出席者数および出席者氏名。その会議に書面もしくは電磁的方法による表決者または表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要および議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人2人が、記名押印または署名し、これを保存しなければならない。

第5章 資産

(構成)

第27条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 年会費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収益
- (5) 資産から生じる収益
- (6) その他の収益

(管理)

第28条 本会の資産は、理事長が管理し、その方法は理事会の議決による。

(経費の支弁)

第29条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

第6章 会計

(事業年度)

第30条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画および予算)

第31条 本会の事業計画およびこれに伴う予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、毎事業年度開始前に理事会の議決を得なければならない。

- 2 前項の規定による理事会の議決を得た事業計画および予算は、当該事業年度中の通常総会に報告しなければならない。
- 3 第1項に規定した理事会の議決を得た事業計画および予算の変更は、理事会の議決を経て行なうことができる。ただし、変更された内容に関して、理事会は、当該事業年度終了後の通常総会に報告するものとする。

(事業報告および決算)

第32条 本会の事業報告書、活動計算書、貸借対照表および財産目録等の決算に関する書類は、理事長が事業年度終了後に遅滞なくこれを作成し、監事の監査および理事会の議決を経た上、当該事業年

度終了後の通常総会の議決を経なければならない。

- 2 前項の議決を経た事業報告書、活動計算書、貸借対照表および財産目録等は、前事業年度の役員の名簿、役員のうち前年に報酬を受けた者の名簿、社員のうち10人以上の名簿を添えて、当該事業年度終了後、3カ月以内に本会の所轄庁に提出しなければならない。

(剰余金の処分)

第33条 本会は、特定非営利活動に係る事業の会計を「主たる本来事業会計」及び「少額短期保険業に関する事業会計」に区分して経理する。

- 2 本会の決算において剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、少額短期保険業に関する事業会計に剰余金を生じたときは、保険契約者の同意に基づき、この剰余金を「主たる本来事業会計」に寄付し、同会計の収入とすることができる。

第7章 定款の変更、解散および合併

(定款の変更)

第34条 本会が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

- 2 この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解散)

第35条 本会は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の議決
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続き開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取り消し
- 2 前項第1号の事由により本会が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
 - 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(清算人の選任)

第36条 本会が解散したときは、理事が清算人となる。ただし、合併の場合による解散を除く。

(残余財産の帰属)

第37条 本会が解散(合併または破産手続き開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、類似する目的を持つ特定非営利活動法人のうちから、総会で議決した者に譲渡するものとする。

(合併)

第38条 本会が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第39条 本会の公告は、官報に掲載する。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、本会のホームページにおいて行なう。また、保険業法に基づき特定少額短期保険事業者として公告をする場合は、東京新聞に掲載する。

第9章 事務局

(事務局の設置)

第40条 本会に、本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長および必要な職員を置く。

(職員の任免)

第41条 事務局長および職員の任免は、理事長が行なう。

(組織および運営)

第42条 事務局の組織および運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第10章 実施細則

(細則)

第43条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附則

- この定款は、法人成立の日から施行する。
- 本会の名称は、特定非営利活動促進法に基づく法人設立の認証、設立の登記が終了するまでは、NPOアビリティクラブたすけあいと称する。1999年5月29日から法人成立の日までこの定款を準用する。
- 本会が特定非営利活動法人として成立した当初の会費は、第7条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - 年会費 3,000円
- 本会が特定非営利活動法人として成立した当初の役員は、別表のとおりとする。
- 本会が特定非営利活動法人として成立した当初の役員任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、同法人として成立した日から2001年度通常総会の日までとする。
- 本会が特定非営利活動法人として成立した当初の事業年度は、第30条の規定にかかわらず、同法人として成立した日から2000年3月31日までとする。
- 本会が特定非営利活動法人として成立した当初の事業計画および収支予算は、第31条第1項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

附則 この定款は、2002年4月18日から施行する。(第12条「役員の種類および定数」都認証)

附則 この定款は、2002年9月30日から施行する。(第12条「役員の種類および定数」、第13条「選任等」、第14条「職務」、第23条「会議の定足数」都認証)

附則 この定款は、2003年10月10日から施行する。(第5条「事業の種類」、第21条「会議の開催」都認証)

附則 この定款は、2005年10月19日から施行する。(第4条「特定非営利活動の種類」、第5条「事業の種類」都認証)

附則 この定款は、2007年5月26日から施行する。(第2条「事務所」総会決定)

附則 この定款は、2008年3月3日から施行する。(第5条「事業の種類」、第39条「公告の方法」都認証)

附則 この定款は、2008年10月10日から施行する。(第33条「剰余金の処分」都認証)

附則 この定款は、2013年5月25日から施行する。(第2条「事務所」総会決定、第31条「事業計画および予算」、第32条「事業報告および決算」総会決定)

附則 この定款は、2013年10月25日から施行する。(第5条「事業の種類」都認証)

附則 この定款は、2015年8月21日から施行する。(第5条「事業の種類」都認証)

附則 この定款は、2015年12月21日から施行する。(第5条「事業の種類」都認証)

附則 この定款は、2019年2月13日から施行する。(第5条「事業の種類」、第33条「剰余金の処分」、第39条「公告の方法」都認証)

附則 この定款は、2019年5月25日から施行する。(第39条「公告の方法」都届出)

附則 この定款は、2022年10月20日から施行する。

別表

	氏名	住所
1	薦田 美智子	
2	山口 文江	

ACT 個人情報保護基本方針

2005年4月1日

特定非営利活動法人アビリティクラブたすけあい(以下、「本会」とする)は、たすけあ地域社会を実現するため、その活動に携わる多くの会員の個人情報保有し、利用しています。本会では、これらの個人情報の保護が重大な責務であると考え、以下のとおり個人情報保護基本方針(以下、「本方針」とする)を定め、個人情報の保護に努めることとします。

- 情報の適切な収集、利用、提供
 - 個人情報の収集にあたっては、利用目的を明示した上で、必要範囲の情報を収集し、利用目的を通知または公表し、その範囲内で利用します。
 - 収集した個人情報は、次の場合を除き第三者に提供または開示することはありません。
 - あらかじめ本人の同意を得た場合
 - 法令の規定に従い、提供または開示する場合
 - 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
 - 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
 - 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
 - 問い合わせのあった事項につき、適切な対応をするために、各弁護士会へ問い合わせ事項を提供または開示する場合
 - 個人情報を第三者に委託して利用する場合は、当該第三者との間で秘密保持契約を締結した上で提供するなどし、委託先への適切な監督を行いません。
- 個人情報の安全管理措置
個人情報への不正アクセス、個人情報の漏えい、滅失、または棄損等を予防及び是正のため、安全対策を施します。
- 改善措置
個人情報の取り扱いに関する社会環境の変化に的確に対応するように努めます。また必要に応じて本方針をはじめ本会の規則等の変更、修正、または追加を行なうなど運用の改善に努めます。
- 開示、訂正請求等への対応
本会が本方針を遵守していないと思われる場合、及び本人の個人情報(保有個人データ)の開示、訂正、追加または削除、利用停止などを希望される場合には、本会までお問い合わせください。すみやかに対応します。
- 苦情の対応
本会は、個人情報取り扱いに関する苦情に対し、適切かつ迅速に対応します。尚、本方針の適用範囲は、本会及び本会ウェブサイト内とします。

※特定個人情報等の適正な取扱いに関する基本方針はホームページをご覧ください。

反社会的勢力に対する基本方針

特定非営利活動法人
アビリティクラブたすけあい

当会は、適切かつ健全な少額短期保険事業を行なうにあたり、2007年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会において決定された「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」等を遵守するとともに、当会の「コンプライアンスマニュアル」に準拠して、反社会的勢力に断固たる態度で対応し、関係を遮断するために、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定めました。

- 取引を含めた一切の関係遮断
当会は反社会的勢力排除に向けた社会的責任、および反社会的勢力により当会、当会職員、共済契約関係者が受ける被害に対する被害防止の重要性を十分認識し、反社会的勢力との関係遮断を重視した業務運営を行いません。
- 組織としての対応
当会は反社会的勢力に対しては組織的対応を行ない、当会職員の安全確保を最優先に行いません。
- 資金提供や不適切な便宜提供の禁止
当会は反社会的勢力に対して、資金提供や事実を隠ぺいするための不適切・異例な便宜提供を行いません。
- 外部専門機関との連携
当会は反社会的勢力への対応に際し、適切な助言・協力を得ることが出来る様に、平素より弁護士、警察、財団法人全国暴力追放推進センターなどの外部専門機関等との連携強化を図ります。
- 有事における民事および刑事の法的対応
当会は反社会的勢力からの不当要求等に対しては、民事と刑事の両面から、積極的に法的対応を行いません。

2013年12月16日



第26回総会会場
北沢タウンホール
第1・第2集会室



- 小田急線 下北沢駅 東口 徒歩5分
- 京王線の頭線 下北沢駅 京王中央口 徒歩5分

特定非営利活動法人 **アビリティクラブたすけあい**
(NPO 法人 ACT)

〒164-0012 東京都中野区本町2-51-10 OKビル4F
Tel 03-5302-0393 Fax 03-5302-0394